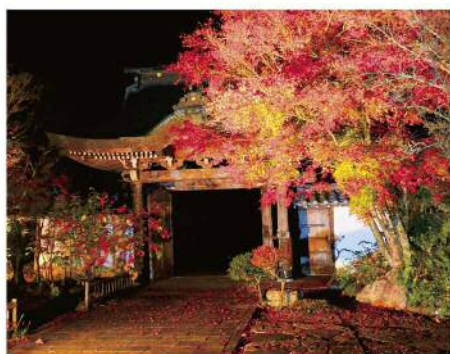


第6次 五ヶ瀬町総合計画

Gokase Town Master Plan

後期基本計画
2026▶2030



令和8年
宮崎県 五ヶ瀬町



ごあいさつ



令和3年3月に第6次五ヶ瀬町総合計画前期基本計画を策定してから、5年の歳月が経過いたしました。この間、世界は新型コロナウイルスによるパンデミックを契機とした急速なデジタル化を経験し、人口減少や気候変動といった課題が一層深刻化する状況となりました。一方で、これを契機として地域社会や地方自治体の役割が拡大し、持続可能なまちづくりや地域活性化がこれまで以上に重要視される時代へと突入しております。

この度の後期基本計画は、こうした社会情勢の変化や制度の改正を踏まえ、次なる5年間に向けて前期基本計画の施策進捗状況を把握し、課題を検証したうえで策定いたしました。「人と『ともに』 地域と『ともに』 自然と『ともに』 ～笑顔でつながるまち 五ヶ瀬～」という将来像の実現を目指し、「五ヶ瀬を支える人づくり」、「五ヶ瀬の持続可能な地域づくり」、「五ヶ瀬の魅力ある地域資源の活用」という3つの視点と5つの基本目標に基づき、施策の方向性を明確に示しております。

本町が直面する課題は多岐にわたりますが、五ヶ瀬ならではの地理的特性や豊かな地域資源には大きな魅力と可能性が秘められています。これらの資源を最大限に活用し、分野を超えた連携やAIなどの新技術の積極的な導入を進めることで、課題への対応が可能になると確信しております。そのためには、町民の皆さまと行政等が一体となり、「協働」の精神のもとで手を携え、共に物事に取り組む姿勢が、五ヶ瀬町の未来を切り開く原動力となるはずです。

最後に、本町の持続可能な未来を築くため、町民の皆さまのさらなる御支援と御協力を心よりお願い申し上げます。本計画の実現を通じて、町民一人ひとりが誇りを持ち、安心して暮らせる五ヶ瀬町を目指して、より良い明日へ向かって歩み続けられる町づくりに取り組んでまいります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和8年3月

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘

目次

第1部 序章

序論 はじめに

(1) 計画策定の趣旨.....	2
(2) 計画の構成と期間.....	3
(3) 五ヶ瀬町の将来像.....	4
(4) 計画の体系.....	5

第2部 基本計画

第1章 基本目標1 安心して快適な暮らしを維持する

1 住宅・宅地の整備促進.....	10
2 道路交通網の充実.....	12
3 公共交通の充実.....	14
4 水道の整備.....	16
5 自然環境の保全.....	18
6 消防・防災対策の充実.....	22
7 防犯・交通安全の推進.....	26

第2章 基本目標2 魅力・活力を生み出す

1 農業の振興.....	30
2 林業の振興.....	34
3 商工業の振興.....	38
4 観光の振興.....	40
5 就労・雇用の促進.....	44

第3章 基本目標3 地域で支えあい、健康で生涯元気に暮らす

1 地域福祉の充実.....	48
2 高齢者福祉の充実.....	50
3 障がい者福祉の充実.....	54
4 子育て支援の充実.....	56
5 健康づくりの推進.....	60
6 安心な医療体制の確保.....	62



第4章 基本目標4 豊かな人・心を育む

1 学校教育の充実	66
2 社会教育の充実	72
3 スポーツの振興	74
4 歴史文化の継承と芸術文化の振興	78
5 人権尊重・男女共同参画の推進	80

第5章 基本目標5 持続可能なまちづくりを推進する

1 効率的な行財政運営	84
2 持続可能な地域づくりの推進	88
3 情報化社会の構築	90



第1部 序章

Introduction



序論



はじめに



序論

はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本町は、昭和45年に第1次総合計画を策定し、昭和56年に第2次計画、平成3年には「地域の特性を活かしたところ豊かで活力ある森林郷づくり」を将来像として第3次計画を策定、平成13年度には「ユニバーサルコミュニティ五ヶ瀬 ～おかえりなさい 心のふるさと 五ヶ瀬町～」の実現を目指して第4次計画を策定しました。平成23年には「人の心を大切に作る町」をコンセプトに「人間性回復のまちづくり」「循環型社会・低炭素社会の実現」「分権型社会への対応」の3つを重点戦略と位置付けた第5次計画を策定し、「ずっと五ヶ瀬 やっぱり五ヶ瀬 ～ありがとう あふれる笑顔～」を合言葉に、住民と行政が一体となってまちづくりに取り組んできました。

近年わが国では、少子高齢化及び人口減少の進行、価値観やライフスタイルの多様化、経済情勢の目まぐるしい変化、情報通信技術の急激な進歩、激甚化する自然災害への対応、**持続可能な開発目標(SDGs)**^(※1)達成に向けた取組の推進など、わが国を取り巻く環境は大きく変化しています。

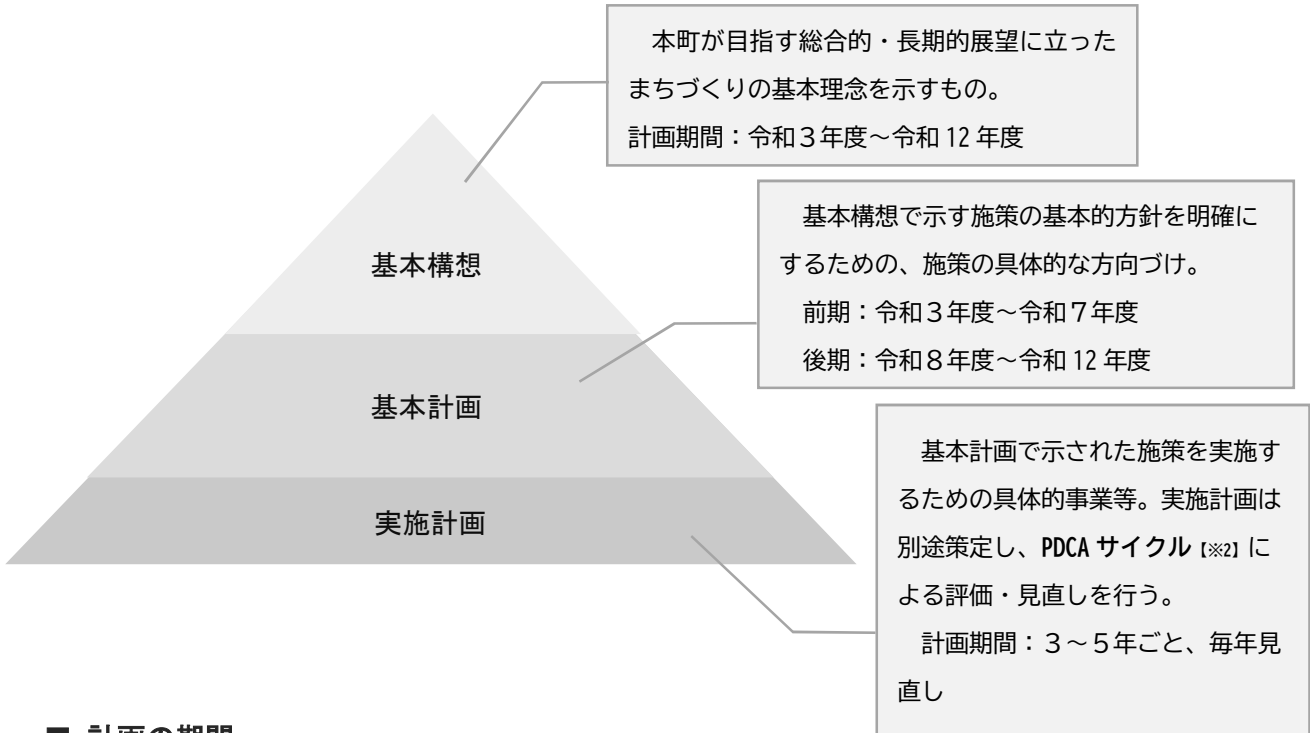
その社会情勢の変化による影響は五ヶ瀬町（以下「本町」という）でも受けており、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域の担い手不足や空き家の増加、地域コミュニティの希薄化など、様々な課題が顕在化しています。また、町民のニーズや価値観の多様化や生活様式の変化への対応も求められており、持続可能で活力のある地域社会の実現が必要とされています。

このような状況の中、本町では、令和3年度を初年度とする「第6次五ヶ瀬町総合計画」を策定し、令和12年度を目標年次として、計画内に掲げる将来像の実現に向けて、各施策・各事業を総合的に進めています。

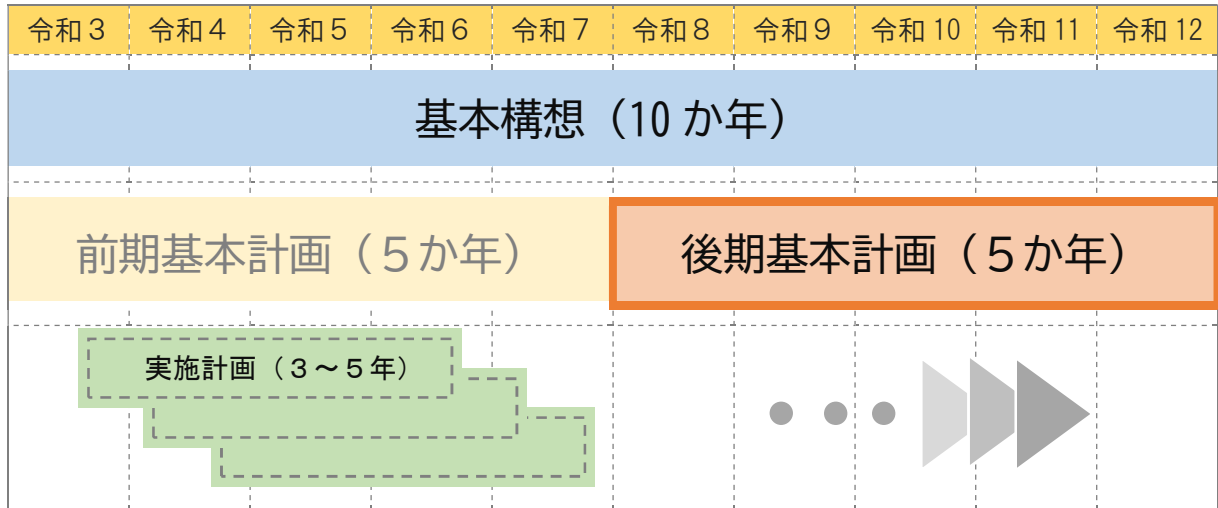
今回、本計画の前期基本計画が令和7年度に期間の満了を迎えることから、新たに5年間のまちづくりの指針として、「第6次五ヶ瀬町総合計画（後期基本計画）（以下、「後期計画」という。）」を策定します。策定にあたっては、前期基本計画の評価・点検を踏まえ、加えて、日々変化する社会情勢を踏まえたまちづくりの指針とします。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」及び「基本計画」、別で定める「実施計画」により構成します。後期計画はこの「基本計画」にあたります。



■ 計画の期間



【※1】 **持続可能な開発目標（SDGs）**…Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標と、それを達成するための具体的な169のターゲットのこと。

【※2】 **PDCAサイクル**…計画の推進において、Plan（計画の策定）-Do（計画の実行）-Check（実施状況の確認・評価）-Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実行性を高めていく手法・考え方。



(3) 五ヶ瀬町の将来像

五ヶ瀬町には、自然・景観・農作物等をはじめとした多くの地域資源や、里山の環境で育まれた住民個々人の温かな人間性・地域性など、誇るべき多くの魅力があふれています。

第5次計画においては、本町の人・自然等に秘められた可能性を最大限に引き出すとともに、住民同士が互いに支えあう心豊かな暮らしを目指し、「ずっと五ヶ瀬 やっぱり五ヶ瀬 ～ありがとう あふれる笑顔～」を将来像として、まちづくりを推進してきました。

今後のまちづくりにおいては、将来的に予測される人口減少を解決していく仕組みづくり、目まぐるしく変化していく社会情勢に対応していく地域づくりを、長期的な視点で進めていくことが必要です。そのためには、豊かな自然環境や地域の繋がり、温かな人間性といった本町の魅力・強みを再認識し、最大限に活用・発揮するとともに、町の活力を構成する住民一人ひとりが、より一層地域づくりへと参画することが重要となってきます。

以上の考え方を踏まえ、第6次計画においては、将来像を

人と『ともに』 地域と『ともに』 自然と『ともに』

～ 笑顔でつながるまち 五ヶ瀬 ～

としています。

■ 将来像をイメージしたロゴマーク



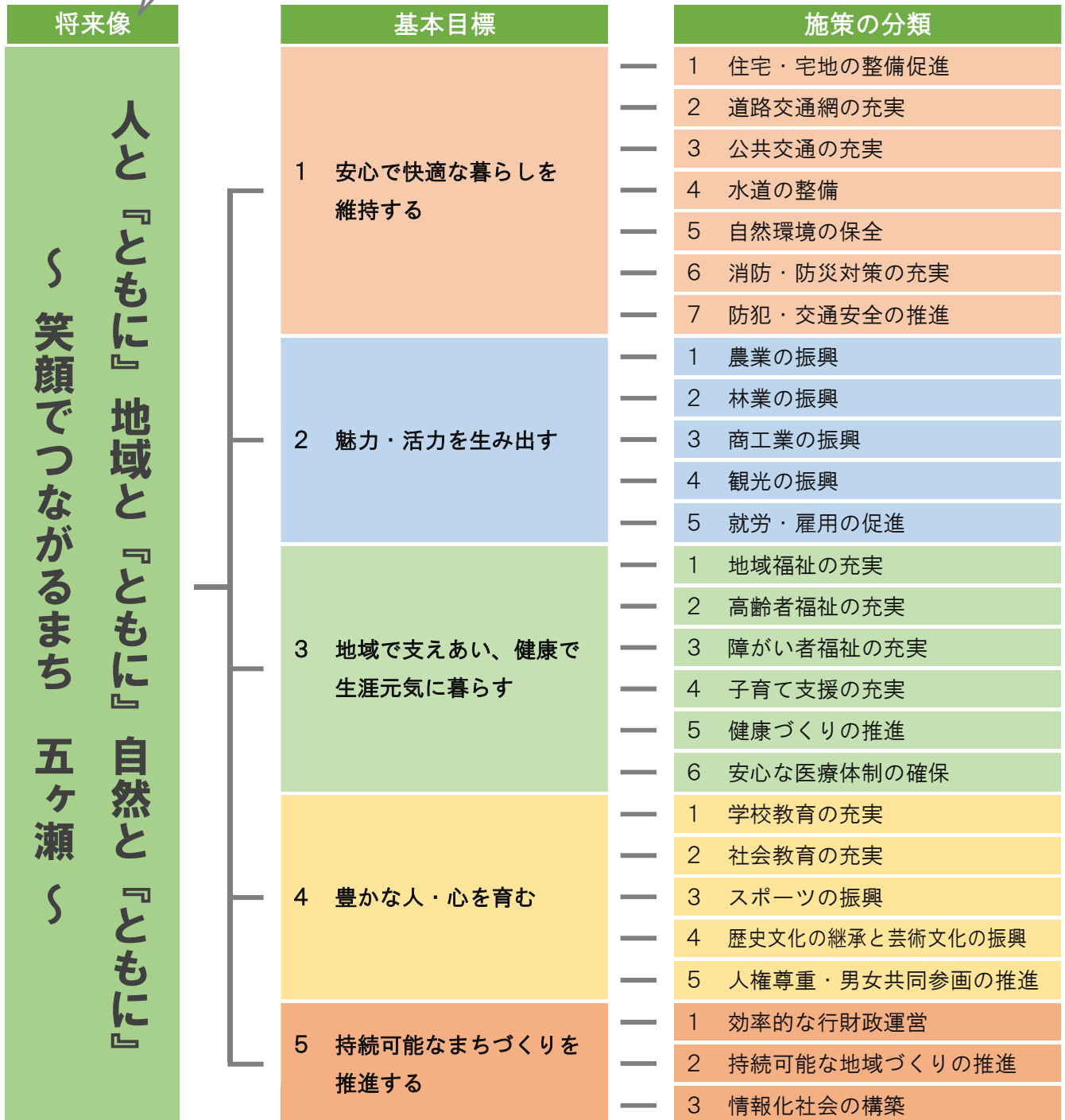
これまで人・地域・自然が共存・共栄し、営みを続けてきた本町にとって、これら3つの要素はどれも不可分であり、欠かすことができないものです。そこで、人・地域・自然それぞれの魅力が将来長きにわたり守られ、かつ最大限に発揮された町の姿こそが本町の理想像であると、上記の将来像を設定しました。将来像の実現に向け、行政や地域住民をはじめとした様々な主体が力を合わせながら、まちづくりを進めます。

また、町の将来像を実現していく中で、人・地域・自然がもたらす恩恵や魅力のもと、住民誰もが暮らしに幸せを感じ、笑顔になれるようなまちづくりを進めます。そして、町を訪れる誰もが、笑顔あふれる人々や地域と接する中で、自分も笑顔になれるような、「笑顔でつながるまち」の実現を目指します。

(4) 計画の体系

将来像実現のための視点

- 1 五ヶ瀬を支える人づくり
- 2 五ヶ瀬の持続可能な地域づくり
- 3 五ヶ瀬の魅力ある地域資源の活用



第2部 基本計画

Master Plan

第1章

基本目標1

安心で快適な暮らしを維持する

第2章

基本目標2

魅力・活力を生み出す

第3章

基本目標3

地域で支えあい、健康で生涯元気に暮らす

第4章

基本目標4

豊かな人・心を育む

第5章

基本目標5

持続可能なまちづくりを推進する

第1章

基本目標1

安心して快適な 暮らしを 維持する

施策の分類	主な施策
1 住宅・宅地の整備促進	公営住宅の維持管理 住宅需要に応じた住宅用地及び住宅の確保・整備
2 道路交通網の充実	高速道路の整備 町道・地域内道路の整備 国・県道の整備
3 公共交通の充実	コミュニティバスの安定的な運営 多様な移動支援の検討 広域交通の維持・充実
4 水道の整備	簡易水道事業の安定経営の推進 安心・良好な水質の確保 水道水の安定的な給水 環境保護・エネルギー対策の推進
5 自然環境の保全	自然環境の保全と活用 地球温暖化対策の推進 適正なごみ処理、生活排水処理の実施 環境保護・環境美化に向けた啓発の推進
6 消防・防災対策の充実	地域・消防団による防災体制の充実 行政による災害対応の充実 治山・治水による町土の保全 災害に強いインフラ整備の推進 救急医療体制の充実
7 防犯・交通安全の推進	交通安全活動の推進 防犯活動と地域安全の推進 消費者行政の推進

基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

1 住宅・宅地の整備促進

対応する
SDGs



現状 と 課題

少子高齢化の進行や、人々の価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化により、住環境を取り巻く状況は大きく変化してきています。現在、町では公営住宅の計画的な維持・整備を進め、利便性の高い住宅用地の確保や、飲料水供給施設の整備を進めています。また、本町は森林資源が豊富であることから、地元産材を利用した住宅建設の推進を図っています。

一方、近年、空き家が増加傾向にあり、整備や活用が求められていますが、貸家としての利用希望は少ない状況です。空き家のまま放置されている事例もあり、安心・安全の観点から対策が必要となっています。また、移住・定住人口の獲得に向けて、移住者や子育て世帯が快適に暮らすことができる住宅整備が重要となっています。

施策の 基本 方針

公営住宅については財源を確保して計画的な維持管理を行い、快適な住環境を提供できるように努めます。耐用年数を経過した住宅については、建て替えや払下げの検討を行います。あわせて、住宅需要に基づき、遊休町有地等を活用した住宅地の確保・整備を行い、移住・定住を促進します。町営住宅建設の際には地元産材活用等、五ヶ瀬ならではの住宅整備に努めます。

住宅の耐震化率は、全国平均 90%、県平均 84%であるのに対し、町は 67.6%と低い数値になっています。住宅の耐震化率を底上げするため、アクションプログラムに沿って周知を図りながら、耐震化率を向上させていきます。

主な 施策

1 公営住宅の維持管理

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公営住宅の計画的な維持管理を実施します。
- 老朽化した町営住宅の建て替えに向け、検討を行います。
- 遊休町有地を活用し、低炭素及び ZEH の検討を進めながら、新しい町営住宅を整備します。

2 住宅需要に応じた住宅用地及び住宅の確保・整備

- 将来にわたる住宅需要の分析を行い、必要とされている住宅種類の把握を行います。
- 若年層や子育て世帯の居住を想定した住宅用地の整備や、住宅建築の支援を行い、移住・定住を促進します。
- 住宅用地及び住宅の確保・整備において、町有遊休地や空き家を有効活用します。
- 地元産材の利用に対する助成等を行い、地元産材の利用を促進するとともに、地元産材を多用した耐久性に優れる木造住宅の建設を推進します。
- 住民が長期にわたり安心して暮らすことができるよう、住宅の耐震化やバリアフリー化を推進します。

関連 指標

	基準値 (令和2年)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年)	
町営住宅の整備戸数	累計 0 戸	累計 5 戸	累計 10 戸	方向性 ▶▶増加
町有の住宅分譲地の 整備箇所数	累計 0 箇所	累計 1 箇所	累計 4 箇所	方向性 ▶▶増加
住宅耐震化率	66.8%	67.6%	90.0%	方向性 ▶▶増加
空き家改修戸数	累計 0 戸	累計 6 戸	累計 40 戸	方向性 ▶▶増加



基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

2 道路交通網の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

道路はすべての交流の要となるもので、生活の利便性とあらゆる経済活動を支えており、住民の暮らしやすさに大きく関わるものです。

高速道路は、九州中央自動車道「五ヶ瀬高千穂道路」「蘇陽五ヶ瀬道路」として町内すべての区間が事業化されたことにより、今後10年で高速交通ネットワークが大きく改善され、九州の東西軸の強化、さらには本町の発展に貢献すると考えられます。

一方、町内の国県道は、令和6年4月1日現在、道路実延長は64.7km、改良率70.4%、舗装率100%となっています。町道は、実延長182.5km、改良率28.2%、舗装率90.6%となっています。町内を円滑に連絡するため、国県等の各種事業を活用して道路整備・改良事業を進めてきましたが、改良率は低く、自動車への依存度が高い本町にとって、今後も重点的に整備を進めていく必要があります。

また、地域住民で除草作業などの日常的な維持管理を担ってきましたが、今後高齢化が進む中で、どのように管理していくかが課題となっています。

さらに、道路の老朽化に伴う修繕や、損傷が深刻化する橋梁の維持のため、今後財政負担が大きくなることが予測され、重要な課題となっています。

施策の 基本 方針

高速道路ネットワークを最大限活かすため、国県道はもとより、町道整備も進めていく必要があります。町道については、高齢化が進む中、地域の足としてコミュニティバスを運行するためにも欠かすことのできないインフラであり、整備を重点的に進めます。

生活道となっている林道や農道については、安全性を確保しつつ、町道編入を積極的に進めます。また、地域と協力しながら草刈り作業や路面補修などを行い、道路維持活動の強化を図ります。

通学路・生活道路の安全確保に向け、子どもから高齢者まで安心して使える道路整備を心がけます。

主な 施策

1 高速道路の整備

- 九州中央自動車道の全線開通に向け、関係機関と連携し、建設促進を図ります。
- 「五ヶ瀬～高千穂」「蘇陽～五ヶ瀬東」間の整備については、早期完成を目指し事業推進を図ります。
- 高速道路を起点とした利便性の高い交通ネットワークの形成に向け、国・県・町道の整備を促進します。

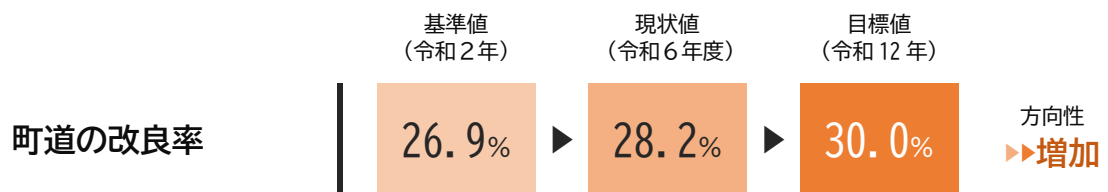
2 町道・地域内道路の整備

- 「公共施設等総合管理計画」を核とし、個別施設計画に基づいた町道の整備と維持管理を推進します。
- 地域住民と連携しながら、地域内道路（集落道、農道、林道等含む）の整備と維持管理を推進します。
- 歩行者等が安全かつ快適に通行できる道路整備を進めます。

3 国・県道の整備

- 国・県・近隣自治体との連携を深め、国・県道の整備や改良を促進します。
- 国道 503 号の飯干峠トンネル（仮称）や竹田五ヶ瀬線の波帰の瀬大橋（仮称）の整備により、交通ネットワークの大幅な改善が考えられるため、県との連携を深め、事業推進に努めます。

関連 指標



基本目標 1

安心して快適な暮らしを
維持する

3 公共交通の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

住民生活の利便性向上や、交通における環境負荷の抑制に向けて、地域公共交通は重要な役割を担っています。本町では路線バスの廃止により、コミュニティバス「Gライン」を運行しています。高齢化に伴い、高齢者が安心して移動できる移動手段の確保が必要となる中、コミュニティバスの運行は、自動車を自分で運転できない住民の買い物や通院、通学などに欠かせないものとなっています。

しかし、近年のコミュニティバス利用者数は横ばいの状態です。利用料の向上が見込めない中、財政的負担の大きいコミュニティバスの運行については、利用者の多様化するニーズに合ったダイヤ編成など、その運行形態等について研究を進めながら、コミュニティバスの利便性の向上に努める必要があります。

また、民間事業者により運営されている路線バスは、自家用車の普及や少子化などの影響で、全体的に路線の廃止や減便が続いています。赤字バス路線は、町などが運行経費の一部を助成することによって路線が維持されていることから、今後も沿線自治体と民間事業者が協力し、利便性の向上に努めていくことが必要です。

施策の 基本 方針

コミュニティバスについては、地域住民の移動手段として重要であることから、住民の移動を支える公共交通体系を構築します。利用ニーズや利用実態などに応じて見直しを進め、利便性の向上に努めるとともに効率的かつ効果的な運行を目指します。

コミュニティバスが利用できない高齢者等に対し、介護予防と連動した移動（買い物）支援の方法を模索します。

広域交通については、町内を経由する民間交通事業者との連携を図り、現在の交通体系を維持していくとともに、地域住民や観光客の利便性の向上を図ります。

主な 施策

1 コミュニティバスの安定的な運営

- コミュニティバスの利便性向上に向けた、地域内における互助輸送の検討、利用実態に応じた経路やダイヤ、運行本数についての見直しを図ります。
- 将来的にスクールバスとコミュニティバスを統合することも視野に入れ、運行体制を検討します。
- 予約に応じて運行する**デマンド交通**【※1】に取り組むとともに、コミュニティバスのさらなる効率的かつ安定的な運営方法を検討します。

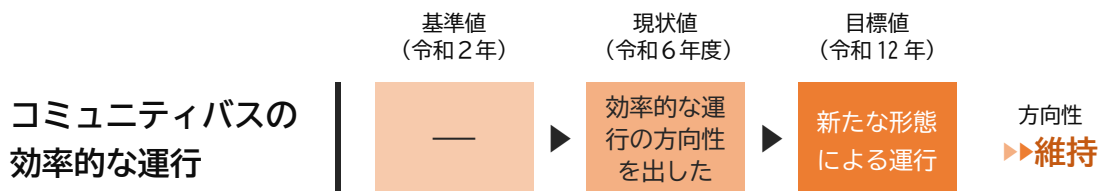
2 多様な移動支援の検討

- 民間（バス・タクシー会社等）や地域との協働による、コミュニティバスの利用が難しい地域の移動支援や、買い物支援の方法・システムを検討します。
- きめ細かな移動支援を実現させるため、全国的に導入が検討されている「**スマートモビリティ**【※2】」について、本町にふさわしい利用形態を研究し、必要に応じて導入を検討します。

3 広域交通の維持・充実

- 民間バス事業者との連携を図り、広域交通を維持します。
- 通学や通院、観光等における、コミュニティバスと路線バスとの乗り継ぎを考慮したダイヤ調整を行い、利用者の増加を図ります。

関連 指標



【※1】**デマンド交通**…定時・定路線のバス運行に対して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態。

【※2】**スマートモビリティ**…交通・移動を変える新たなテクノロジーの総称。より安全で効率的であり、交通渋滞や大気汚染などの課題を解決しうるものを指す。



基本目標 1

安心して快適な暮らしを
維持する

4 水道の整備

対応する
SDGs



現状 と 課題

水道は生活に欠かすことのできない重要な生活基盤であり、安全に飲めるおいしい水を安定的に供給していく必要があります。

本町の水道事業は、これまで施設の整備、大規模な更新工事を行い、現在3地区の簡易水道施設と1地区の飲料水供給施設を運用しています。

一方で、施設整備後数十年が経過した現在、老朽化による配水管からの漏水や、施設故障による一時的な断水、また水道未普及地域の解消が課題となっています。

今後も「五ヶ瀬町新水道ビジョン【経営戦略】」に基づき、簡易水道施設の安定的な運用を図るとともに、3～5年毎に経営戦略の改定を行い効率的・効果的な事業推進による計画的な施設整備、健全で安定した事業実施に取り組んでいく必要があります。

施策の 基本 方針

「五ヶ瀬町新水道ビジョン【経営戦略】」の改定を行い、運営基盤の強化を図るとともに、安心して安全な水道水を安定的に供給し、住民の快適な生活環境を確保できるよう、サービスの向上を図ります。

簡易水道事業については、補助事業等の積極的な活用により、施設整備を図るとともに、事業の統合を目指し、水道未普及地域等の解消を図ります。

また、自然環境及び河川等の環境保全を推進し、安心・安全な水を安定的に確保できるよう、水源の確保・開発に努めます。

主な 施策

1 簡易水道事業の安定経営の推進

- 「五ヶ瀬町新水道ビジョン【経営戦略】」の改定を行い、集落や給水人口等、規模に応じた適正な水道事業を推進します。
- 「五ヶ瀬町水道耐震化計画」に基づき、中長期的な視野に立った水道施設の整備及び更新、耐震化を実施します。
- 公正で適正な水道料金の設定・徴収により、持続的で安定的な水道事業経営を行います。
- 水道料金の検討を行い、将来的にわたり水道の安定経営と運営基盤の強化を目指します。

2 安心・良好な水質の確保

- 全施設での水質管理を徹底して進めます。
- 水質・水量ともに安定した水源の開発を行います。
- 水質監視体制や水質改善対策の強化により、良好な水道水を確保します。

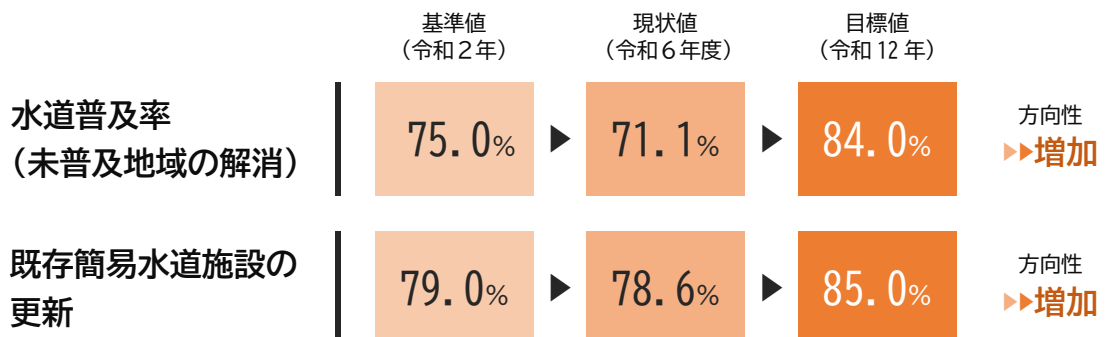
3 水道水の安定的な給水

- 水道未普及地域に対し、簡易水道等の整備を進めます。
- 水量監視体制の強化により、安定的な水道水の供給に努めます。
- 災害時に備え、避難場所への緊急給水拠点の整備や、水道設備の応急復旧体制の整備を進めます。

4 環境保護・エネルギー対策の推進

- 深層地下水の開発を行い、取水から配水における必要なエネルギーについて、自然エネルギーの有効活用を検討します。
- 省エネルギー機器の採用や水道システムの見直しを行い、電力消費量の削減に努めるなど、自然環境に配慮した取り組みを行います。

関連 指標



基本目標 1

安心して快適な暮らしを
維持する

5 自然環境の保全

対応する
SDGs



現状 と 課題

五ヶ瀬川の源流域に位置する本町は、森林・河川をはじめとした豊かな自然に恵まれています。これらの地域資源の保全と活用に加え、良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、地域と行政の協働による緑化・美化活動に取り組み、統一感のある景観形成が必要です。

加えて、人々の生活様式が変化する中、近年の環境問題は多様化・複雑化し、ごみのポイ捨て等の身近な問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊、海洋ごみの増加等、地球規模の問題にまで広がりをみせています。

本町では、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法等の関係法令を遵守し、ごみの減量化、再資源化意識の向上に努めています。本町における一般廃棄物処理は西臼杵3町で構成する西臼杵広域行政事務組合で行っており、生活排水処理・し尿処理は合併処理浄化槽の設置・普及を図り、処理を行っています。一方、違法な収集・運搬等を行う不用品回収業者や、不法投棄の実態把握に苦慮しています。

今後も循環型社会の実現を目指し、5R^{【※1】}行動に積極的に取り組むとともに、ごみ処理量低減や資源生産性の向上を推進する必要があります。

施策の 基本 方針

恵まれた豊富な資源を次世代に引き継ぐため、「五ヶ瀬町森林整備計画書」に基づき、環境保全・森林資源の適切な管理に努めます。五ヶ瀬川上流地域として二酸化炭素の吸収や水源涵養^{【※2】}、生態系の保全など、森林の持つ多面的機能や役割を住民に広く周知するとともに、五ヶ瀬川流域の市町との交流や森林環境の保全活動を継続して推進します。

宮崎県から委嘱されている地球温暖化防止活動推進員^{【※3】}と連携し、地球温暖化防止対策やこれからの環境のあり方に関する啓発を行い、地域、事業所、家庭でできる環境づくりを実践できる体制づくりを行います。また、木質バイオマス^{【※4】}等の再生可能エネルギーに関しても促進や啓発を実施し、環境保全を推進します。

ごみ処理については、西臼杵広域行政事務組合と連携し、ごみの減量化・再資源化の促進・リサイクル意識の啓発を図ります。また、循環型社会の構築を目指した環境にやさしいまちづくりを推進しながら、住民が自発的に取り組めるごみ減量化の取り組みにつなげていきます。

生活排水処理については、生活排水処理計画の推進を図り、河川浄化・水質保全に努めます。

主な 施策

1 自然環境の保全と活用

- 五ヶ瀬川の上流域に位置する町として、水資源の大切さについての啓発を行います。
- 保安林の整備を推進し、自然環境保護や生態系の保全、水源涵養機能の維持を図ります。
- 庁内関係課や事業者等と連携し、森林の保全や河川の浄化運動を促進します。
- 森林が果たす機能の大切さや、森林環境保護の重要性について、住民への啓発を行います。
- 企業や団体による森林づくり活動を積極的に推進します。
- 木材や木製品とのふれ合いを通じ、木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」の推進を行い、木材の良さや利用の意義についての啓発を行います。
- 林業体験や森林レクリエーションにより都市との交流を図り、森林の役割について啓発を行うとともに、町外の人々が森林環境に親しむことができる環境づくり等、様々な森林の利活用の方法について検討します。
- 事業所等に対する公害の監視・指導体制を強化し、生活公害や産業公害の未然防止を図ります。
- GAP【※5】取得促進や有機農業の実施など、環境にやさしい農業を推進します。
- 定期的に河川の汚染状況の確認を行うとともに、河川の清掃活動を行い、水質保全に努めます。
- 景観計画に基づき、自然環境及び緑豊かな景観の維持を推進します。

2 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化防止のため、カーボン・オフセット【※6】の視点から、事業所や関係機関等と連携し、森林整備による温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進します。
- 五ヶ瀬町産の木材を使用する薪ストーブの設置や、林地残材の木質バイオマスへの変換など、自然と調和した再生可能エネルギーの利用を促進します。
- 太陽光発電や風力発電、水力発電等の再生可能エネルギーの研究と活用を進めます。
- 再生可能エネルギーを生産・利用する企業の誘致を検討します。
- 薪の生産・加工・販売ができる体制の整備を進めます

【※1】5R…ごみの発生回避（Refuse:リフューズ）、発生抑制（Reduce:リデュース）、再使用（Reuse:リユース）、修理（Repair:リペア）、再資源化（Recycle:リサイクル）の5つの環境対策のこと。

【※2】水源涵養…森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

【※3】地球温暖化防止活動推進員…地球温暖化対策推進法（1998）に基づいて、地球温暖化防止の取り組みを進める者として、都道府県知事が委嘱し、地球温暖化対策に関する知識の普及や推進を図るための活動を行う。

【※4】木質バイオマス…「木材に由来する再生可能な資源」のこと。まき、木炭、チップ、ペレットなどは、森林の適正な管理により持続可能なエネルギーであり、地球温暖化防止や循環型社会づくりにもつながる。

【※5】GAP…「Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）」の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みのこと。

【※6】カーボン・オフセット…製品の生産などに伴って発生する温室効果ガスを削減するのが難しい場合、自然エネルギーの活用や森林保護などの事業に資金を出し、その排出分を埋め合わせる仕組み。



3 適正なごみ処理、生活排水処理の実施

- 西臼杵広域行政事務組合と連携し、分別収集の徹底や、ごみの適正処理・減量化・再資源化を推進します。
- 保健所や警察と連携し、不法投棄の防止や野焼き対策、違法な廃棄物処理業者の取り締まりを行います。
- 合併処理浄化槽設置事業を推進し、適正な生活排水処理を行い、河川浄化・水質保全に努めます。
- 既存の合併処理浄化槽について、関係機関と連携し、適正な維持管理や老朽化している施設の整備を進めます。

4 環境保護・環境美化に向けた啓発の推進

- 環境保護に関するイベント・研修会や学校教育等を通し、様々な環境問題について、住民や事業所等に対する知識の普及・啓発を進めます。
- 町内一斉清掃を実施し、住民による環境美化活動を行います。
- 地球温暖化防止活動推進員と連携し、家庭・事業所でできるCO2排出削減・省エネ等に関する知識の普及・啓発を行い、地球温暖化対策について住民が自発的に取り組める体制づくりを行います。
- ごみを減らすための「Rではじめる5つの行動『5R』」の啓発を行い、ごみ減量化に向けた住民による自発的な取り組みを促進します。
- 風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーについての教育・啓発を実施し、最先端テクノロジーの活用も検討しながら、再生可能エネルギーの利用促進や環境保全意識の醸成を図ります。

関連指標

	基準値 (令和2年)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年)	方向性
生活排水処理率	81.9%	73.1%	97.5%	▶▶増加
二酸化炭素排出量 削減目標	15.0%	10.0%	30.0%	▶▶増加
薪ストーブ導入台数	累計47台	累計69台	累計95台	▶▶増加



薪ストーブの設置



道路一斉清掃



基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

6 消防・防災対策の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは、行政の基本的な役割であり、国・県と連携して様々な危機に対応する管理体制が求められています。本町の災害対策は消防団を中心に、西臼杵広域行政事務組合消防本部・警察・住民との連携により、日頃からの防災意識の向上に努めています。

しかし近年、豪雨災害や地震等、頻発する災害への対応が重要視される中で、公助による災害対応だけでなく、日頃から地域の中で互いに協力し合う体制を整えることの必要性が再認識されています。

そのため、**機能別消防団**【※1】を含めた自主防災組織の必要性を啓発するとともに、組織化を前提とした防災士等のリーダーの養成及び活動環境の整備が必要となっています。

また、山林・河川をはじめとした自然環境や生態系全体を守ることは、治山・治水、災害防止、砂防対策につながり、住民の人命や財産をも守ることになります。本町では、この貴重な山林や河川を保護・保全することで、治山・治水事業や災害発生防止を進めてきました。また、本町は急峻な地形が多く、災害が発生しやすい状況にあるため、災害が起こった際は早期に復旧事業を実施してきました。

近年、大規模な地震による土砂崩れや、突発的な豪雨による河川の氾濫等が全国で相次いでおり、災害防止の視点から、山林・河川の保護・保全がより重要視されています。

施策の 基本 方針

消防団員の確保・維持、自主防災組織の強化と推進を図るとともに、防災情報伝達体制や避難体制の整備に取り組みます。防災意識の高揚を図るため、防災訓練などを通じた防災技術・知識の向上への取り組みを支援し、安全で安心な災害に強いまちづくりを推進します。あわせて西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、各種災害時の救急業務体制の充実を図ります。

火災や災害に対する事前の対策として、消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置、消防団資器材の整備確保、防火施設の整備、防災行政情報伝達システムの充実を図ります。避難施設の整備・確認及び危険箇所等の点検を実施します。

治山施設や山地災害については、住民に広く啓発活動を実施し、住民意識の向上を図るとともに、施設整備についても継続的に推進します。

また、水源や生態系を保全するだけでなく、異常気象による山地災害を防止するためにも、保安林の適正な管理や森林環境の保全により、治水力のある強い森林づくりを推進します。

主な 施策

1 地域・消防団による防災体制の充実

- 町内の全行政区において、自主防災組織の設置を推進します。
- 定期的な防災訓練を実施し、災害時における地域の対応力向上を図ります。
- 地域防災のリーダーとなる防災士の育成を推進します。
- 消防団員の確保を支援します。
- 行政と消防団との連携を強化するとともに、消防団の活動を支援します。
- **避難行動要支援者名簿**【※2】を活用し、要支援者の避難時の対応について、地域で情報を共有し連携を図ります。

2 行政による災害対応の充実

- 気象庁、国、県の防災計画に基づき、地域防災計画の見直しを行います。
- 「災害対策室情報集約システム」や「五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム」を活用し、災害情報や気象情報を速やかに伝達できる環境を整備します。
- **防災ハザードマップ**【※3】を活用し、災害時における危険箇所を周知します。
- 町内の避難行動要支援者を把握し、災害時における迅速な安全確保を図ります。
- 減災に向けた取り組みとして、危険箇所の調査・把握を進めます。
- 災害時に向けて、医療機関との連携体制の確認を行います。
- 避難生活が長期化した場合に備え、飲料及び食料、その他必要物資の備蓄と確保を行います。
- 科学的に発生が予想される南海トラフ地震や突発的な豪雨災害時の対応方法についての周知や、個人や地域で日頃から災害に備えることの重要性についての啓発を行い、住民の防災における「自助」「互助」意識の高揚を図ります。

3 治山・治水による町土の保全

- 災害発生防止に向け、治山施設の整備や河川砂防工事、河川改修工事、急傾斜地崩壊対策事業等の適切で継続的な対策を実施します。
- 山地災害発生時には、住民の生命を第一に早期の対応をとり、治山復旧を目指します。

【※1】 **機能別消防団**…すべての消防団活動には参加できない人が、特定の活動・役割のみで従事する制度。

【※2】 **避難行動要支援者名簿**…高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿。

【※3】 **防災ハザードマップ**…自然災害による被害を予測し、災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所等の情報が示されている地図。



4 災害に強いインフラ整備の推進

- 関係機関と連携し、町内の危険箇所の把握・点検を行います。
- 土砂災害・河川の氾濫等の危険性がある場所の災害予防策を検討します。
- 町内の老朽化した防火水槽の改修や新設、有蓋化整備、消防団機材の整備を図ります。

5 救急医療体制の充実

- 救急医療体制のより一層の充実を図ります。
- 西臼杵広域消防本部及び各医療機関との連携強化を図ります。

関連 指標

自主防災組織数・
機能別消防団数

基準値
(令和2年)

累計 8 組織

現状値
(令和6年度)

累計 8 組織

目標値
(令和12年)

累計 14 組織

方向性
▶▶増加



軽四輪小型ポンプ付積載車の導入



防災講習



基本目標 1

安心して快適な暮らしを維持する

7 防犯・交通安全の推進

対応する
SDGs



現状 と 課題

近年、子どもや女性、高齢者をねらった犯罪が増加している他、振り込め詐欺やインターネットを悪用した犯罪等、犯罪手口の複雑化・多様化が顕著になってきています。本町では、犯罪等事件の発生件数は少ない状況ですが、誰もが犯罪や事件に巻き込まれることから、犯罪防止に向けた取り組みや、犯罪に巻き込まれないようにするための啓発が必要となっています。

また、交通の安全については、本町は交通量の多い道路もあるため、交通安全モデル地区における各種の取り組みを行ってきた結果、住民主導による交通安全意識が高まり、交通事故の発生が大きく減ることにつながりました。しかし、高齢者ドライバーによる事故が全国で多発していることから、本町においても、高齢者に対する交通安全啓発や、運転免許自主返納等の呼びかけを行っています。幹線道路や通学路については、危険箇所の点検等を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

消費者行政においては現在、延岡市消費生活センターにおいて、消費者トラブルの相談受付を行っています。全国的に消費者トラブルのケースが多様化・複雑化しており、消費生活に関する住民へ啓発や、地域における消費生活改善に向けた推進役の養成が必要となっています。

施策の 基本 方針

住民誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚に努め、安心・安全なまちづくりを進めます。また、高齢化に伴い高齢運転者による事故が懸念されるため、高齢者に特化した効果的な事業を実施し、さらなる交通安全の啓発に取り組めます。

警察や関係機関との連携により、地域の防犯体制を確立させるとともに、犯罪のない安心・安全なまちづくりを進めるため、啓発活動等を通じて住民の防犯意識の一層の高揚に努めます。

消費生活の安心・安全を確保するため、関係機関との連携の下、各種情報を収集・提供するとともに、相談体制の充実と消費生活に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

主な 施策

1 交通安全活動の推進

- 住民への交通マナーと交通ルール順守の徹底を図るため、関係機関や交通安全指導員と連携し、子どもから高齢者まで年齢層に応じた交通安全教育や啓発を実施します。
- 交通事故を防ぐため、地域での見守りの強化や、見守りを行うボランティアグループの育成を図ります。
- 高齢運転者による事故を防ぐため、安全運転の啓発や講習会の実施を推進します。
- 高齢者ドライバーに対し、運転免許の自主返納を呼びかけます。
- 制限運転「ごかせ安心・安全運転」を推進します。

2 防犯活動と地域安全の推進

- 警察や防犯協会等関係機関と連携し、地域の見廻り活動や防犯パトロールなどの広報・啓発活動を行い、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- 緊急通報システムの充実を図り、住民の安全確保と事故・犯罪への早期対応を図ります。
- 不審者の情報や高齢者を狙った特殊詐欺被害の情報について、防災無線・広報紙等で情報提供を行い、犯罪の発生を未然に防ぎます。
- 災害時に対応する目的で作成している「避難行動要支援者名簿」に登録されている要支援者の情報については、普段の見守りにも有効であることから、平常時の名簿情報の提供に同意した人の情報のみを活用するなど、個人情報に配慮しながら、地域の見守りへの活用を検討します。

3 消費者行政の推進

- 消費生活に関する情報の提供や、消費生活相談センターとの連携により、消費者トラブルに巻き込まれないよう啓発を行うとともに、トラブルに巻き込まれた際の解決に向けた支援を行います。

関連 指標



第2章

基本目標 2

魅力・ 活力を 生み出す

施策の分類	主な施策
1 農業の振興	農業生産環境の整備 後継者・担い手育成の支援 農産物の高付加価値化
2 林業の振興	林産物生産環境の整備 後継者・担い手の育成、雇用対策 未植栽地の解消による森林整備 林産物の高付加価値化
3 商工業の振興	商工業の経営基盤強化 後継者・担い手の育成、雇用対策 特産品開発・6次産業化の推進
4 観光の振興	住民との協働による観光の魅力向上 観光客の流入促進・受け入れ態勢の充実 観光推進体制の強化
5 就労・雇用の促進	雇用の場づくりの推進 人材確保・育成の推進 第3セクターの安定運営 ワーク・ライフ・バランスの向上

基本目標 2

魅力・活力を生み出す

1 農業の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町は農林業が基幹産業であり、地域の特性を活かした園芸、畜産、釜炒り茶の「五ヶ瀬みどり」等の特産物（茶）等の規模拡大や、花き、ぶどう、夏秋いちご等の栽培を進めています。他にも、生産者組織の支援や農業経営の法人化に対する支援等を行い、農業経営の安定に努めています。

一方、少子高齢化に伴う担い手不足により離農や兼業化が進んでいます。担い手の主な年齢層は60代、次いで50代であり、今後も引き続き農業を継続できるよう、支援等の検討が必要です。あわせて、有害鳥獣被害による生産性・経済性の減退が課題となっており、中山間地域直接支払事業による農用地の維持管理活動や、獣害防止対策等に努めています。今後は、地域の特徴を活かした作物の栽培の推進や、栽培技術の向上のための支援などが必要です。

農業基盤整備は遅れていますが、一定の財源を要するため、補助事業等に依存しなければ整備できない実情があり、既存施設の老朽化に伴う施設の改修等が課題です。

施策の 基本 方針

地域自らが農業の振興に向け、集落の現状・課題に応じて将来の目標を掲げるとともに、実現に向けた取り組みを主体的に実践するための話し合いや活動等の支援を行っていきます。

また、地域の特性・資源を十分に活かしつつ、持続性のある農業経営を目指し、多様な担い手の育成や、農業法人・異業種参入等の検討、合意形成を図る支援を行い、農業の振興と雇用の確保を図ります。

加えて、**世界農業遺産**【※1】の認定に伴い、体験型ツーリズムや農産物のブランド化に力を入れます。体験型ツーリズムについては、農業体験や農村民泊等をとおして、本町の農業文化や農産物に新たな付加価値を生み出すことで、五ヶ瀬をまるごと売り出す戦略として推進を図ります。また、農産物のブランド化については、地域特産品の研究・開発等に取り組むとともに、町のイメージとなる製品づくりによる「五ヶ瀬ブランド」の確立を推進します。

農業生産体制については制度事業を活用し、農道をはじめとする生産基盤の整備や、有害鳥獣被害に対する防護柵の設置等、消費者ニーズに対応した環境にやさしい農業を推進し、農畜産物の品質向上や生産コストの面で競争力を持てるような基盤環境の整備を支援します。

主な 施策

1 農業生産環境の整備

- 圃場、農道、用排水路の整備、優良農地の把握と確保を進めます。
- 担い手を中心となって土地の集約を積極的に図り、新規就農者や意欲ある担い手への貸付や支援などを行うことで、雇用の創出を行います。
- 農地環境未整備地区の整備を促進します。
- 恵まれた気候を活かした高品質な作物の研究・栽培を推進します。
- 農業生産工程管理（GAP）の推進に向けた取り組みを行います。
- 茶業等での有機農業を推進します。
- 有機農業を促進し、安心・安全で高品質な農畜産物の生産と、環境にやさしい農業に努め、農業経営の安定及び農産物の高付加価値化に努めます。
- 生産性の低い農地の適正な活用の検討を進めるとともに、優良農地を維持確保します。
- 整備済既存施設の的確で有効的な維持管理を行います。
- スマート農業**【※2】の取り組みを支援し、農業の魅力を高めるとともに、労力の低減や生産性の向上・収益の向上を図ります。
- 指定棚田地域振興活動による棚田等の保全や多様な機能維持・発揮を図り、棚田地域の振興を進めます。
- 耕作放棄地の増加防止を図るとともに、耕作放棄地の活用方法について検討します。
- 優良農地の保全に努めるとともに、担い手に対する農地の集積を進めます。
- 鳥獣被害防止のための資材・技術導入や情報共有を図ります。

2 後継者・担い手育成の支援

- 農業の担い手や新規就農者への支援を行います。
- 担い手を中心となって土地の集約を進め、土地の有効利用を図ります。
- 農業経営の法人化の相談・支援や、認定農業者を中心とした集落営農を推進し、効率的かつ効果的な農業を推進します。
- 作業受託組織の育成・支援を行います。
- SAP【※3】（農業青年の学修グループ）や畜産青年部の活動を充実させ、若い担い手の育成を図ります。
- UJターン者を受け入れる体制を整えるため、集落環境の改善を図ります。
- 農業経営継承への取り組みや支援を行います。
- 休耕地等を再生し農産物の生産を行うとともに、UJターン就農者向けの住宅等の整備を行います。あわせて、将来的には農業法人の設立を目指します。

【※1】 **世界農業遺産**…世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度。

【※2】 **スマート農業**…ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を推進している新たな農業のこと。

【※3】 **SAP**…「Study for Agricultural Prosperity(農業青年の学修グループ)」の略。高度な農業技術と優れた経営感覚を備えた優秀な農業担い手の育成を目標とする、全国で宮崎県だけの農業後継者活動組織。



3 農産物の高付加価値化

- 世界農業遺産認定の効果を活かし、既存の農産物や特産品について、さらなる PR 活動や、販売ルート確保等を図ります。
- 地元産品を活用した新商品の開発や6次産業化を目指す農業者を支援し、地場産業の振興を図ります。
- JA 等関係機関との協力を密にし、生産技術の向上を進め、加工品等を含めた農畜産物の高付加価値化を促進します。
- 学校教育や観光と連携したグリーンツーリズム（農業体験、農泊利用者、遊休地活用）を推進します。
- 釜炒り茶や棚田に代表される、世界農業遺産に認定された伝統的な農業生産活動等の農業文化の継承活動を推進します。

■ 農家戸数の推移

農家戸数の推移をみると、総数は減少傾向にあり、令和2年には328戸と、平成17年から159戸減少しています。

単位：戸	専業農家	兼業農家			合計
		第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	小計	
平成17年	83	146	258	404	487
平成22年	125	91	228	319	444
平成27年	134	66	190	256	390
令和2年	91	43	194	237	328

資料：農林業センサス

■ 農作物別経営体数

農作物別の経営体数をみると、最も数が多くなっているのが「稲」となっており、次いで多くなっているのが「野菜類」と「工芸農作物」（茶）となっています。

	作付経営体数
稲	236
麦類	1
雑穀	1
いも類	7
豆類	6
工芸農作物	34
野菜類	72
花き類・花木	10
その他の作物	16

資料：令和2年農林業センサス

関連指標

	基準値 (令和2年)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年)	
認定新規就農者数	累計 16 人	累計 23 人	累計 25 人	方向性 ▶▶増加
担い手への農地の集積数	累計 272ha	累計 144ha	累計 292ha	方向性 ▶▶増加
用水路改修延長	—	774 m (令和7年度)	4,279m	方向性 ▶▶増加
有機JAS ^{【※1】} 取得者数	累計 5 人	累計 6 人	累計 8 人	方向性 ▶▶増加

【※1】有機JAS…農薬や化学肥料などの化学物質に頼らず、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられている有機食品の検査認証制度。



基本目標 2

魅力・活力を生み出す

2 林業の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町は、町の総面積の 88.1%を森林が占めており、多くの森林資源に恵まれています。民有林面積の 67.0%はスギを主体とした人工林となっている他、特用林産物の生産も行っており、特に五ヶ瀬町産のしいたけは、長年にわたり優秀な品質が保持されており、高い評価を得ています。施業については、西臼杵森林組合五ヶ瀬支所等を中心に機能強化・連携を行い、林業組織の強化に努めてきました。

しかしながら、依然として国内の木材価格が低迷していることや、有害鳥獣等の被害により、林業の経営状況は厳しい状況にあります。また、本町の森林は急峻な地形が多い上に、台風や豪雨に見舞われやすい気象条件下にあることから、林地崩壊等の災害が起きにくい強い森林づくりを進めることが重要です。

今後も林産物の供給体制の維持や、従事者・後継者の確保等を図りながら、生産性の高い林業経営の推進を進める必要があります。また、環境問題への関心の高まりから林業が注目されつつある中、森林の維持活動・林業が自然環境に果たす役割の啓発や、自然環境保護に対する住民や事業者の意識向上を図りながら、森林の適正な整備を進め、人と自然が共生する持続可能な森林づくりを進めることが重要です。

施策の 基本 方針

将来的に安定的な林業を持続させるためにも、植林・育林・伐採のサイクルを守る必要があります。そのためにも、林道や作業道の基盤整備、森林施業の効率化、担い手や林業従事者の雇用の促進を図ります。また、森林組合と連携し、植栽未済地の解消や伐採後の再造林を推進し、伐採と造林の連携を進めます。

効率的かつ環境にやさしい林業の実施に向けて、花粉のないスギ苗の植え付けや、成長が早く加工が容易な樹種の植え付け、ツリーシェルター^{〔※1〕}設置による下刈り、防護柵設置によりコスト削減を図ります。ICT やドローンを活用した近代的な林業を推進します。

特用林産物においても、高品質の椎茸生産には人の手が必要であることから、担い手の育成を図るとともに、最新の技術等を取り入れながら、高品質な特用林産物の生産による「五ヶ瀬ブランド」の構築を促進します。

主な 施策

1 林産物生産環境の整備

- 計画的な林道、作業道の整備を行い、木材搬出時間の短縮や大型機械の導入を可能にすることで、効率的かつ安定的な林業経営の実現を図ります。
- 地域と協力しながら、林道の整備や補修を行い、林道の安全性を維持します。
- 造林・下刈・間伐を支援し、循環型林業を行い、持続的な森林管理と森林機能の維持を推進することによる**循環型林業**【※2】の実現を図ります。
- 高性能機械やICT技術の導入を検討し、作業の効率化を図ります。
- 森林経営計画に入っていない手入れが遅れている民有林については、所有者の意向を調査し、森林環境譲与税を活用しながら森林整備を進めます。
- 住民主体・集落ぐるみによる鳥獣被害対策や狩猟者の維持・確保に向けた取組をより一層推進します。
- 計画的な森林整備を行い、災害に強く治水力のある山林の形成を図ります。

2 後継者・担い手の育成、雇用対策

- 担い手・新規就業者への支援や、林業大学への入校支援を行い、林業の後継者育成を推進します。
- 林業経営の安定化を図り、就業者が安心して林業に携わることができる環境を整えます。
- 林業事業体、森林組合等との連携・情報共有を行い、担い手や雇用の確保、リーダー育成を推進します。
- 林業事業体の組織化を行い、関係機関と連携・情報共有を活発にすることで、林業経営の安定化、担い手や雇用の確保を目指します。

3 未植栽地の解消による森林整備

- 「宮崎県再造林推進条例」に基づく「グリーン成長プロジェクト」を展開し、目標とする「再造林率日本一」に向けて、循環型林業の推進を行います。
- 土地所有者の高齢化や不在村化の進行が課題となっているため、土地利用状況の調査と分析を進めます。
- 森林組合と連携し、未植栽地の情報を共有する体制の整備や、伐採後の再造林を推進します。
- 未植栽地の再造林を推進し、美しい里山の環境を保全します。
- 植林や下刈等の林業体験活動を実施し、未植栽地の解消にも活用します。

【※1】**ツリーシェルター**…山などに植栽した幼齢木に被せる筒。ツリーシェルターを被せることで、害獣による食害の防止や、苗木の清涼促進を図ることができる。

【※2】**循環型林業**…森林資源を持続的に活用していくため、木材として伐って使った後、再び植え育て、森林を世代交代させて将来の木材資源を確保しながら、森林を維持・保全していくこと。



4 林産物の高付加価値化

- 特用林産物のブランド化に向けて、品質の向上や生産量の拡大を図るとともに、品評会等への出品を積極的に行います。
- 林産物の高付加価値化を推進し、生産者の所得向上を図ることで、雇用の促進や生産意欲向上につなげます。
- 野草、山菜等の林産物や、木材加工品など、豊富な森林資源を活用した新たな商品の研究・開発に努めます。
- 薪ストーブの導入・利用を推進し、間伐材や林地残材の木質バイオマス等への有効活用に努めます。

関連指標

	基準値 (令和2年)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年)	
間伐面積	年間 17.3ha	年間 7.4ha	年間 20.0ha	方向性 ▶▶増加
林業事業体の 雇用者数	累計 52人	累計 51人	累計 60人	方向性 ▶▶増加
特用林産物(しいたけ) の生産量	年間 47トン	年間 20トン	年間 50トン	方向性 ▶▶増加



植林作業



林道の整備



基本目標 2

魅力・活力を生み出す

3 商工業の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

商業分野については、人口減少による購買者の減少や、近隣市町への大型店舗の進出・消費者需要の多様化等による町外への購買者流出が課題となっています。それにより、今後ますます町内店舗の経営は悪化していくことが予想される他、経営者の高齢化や後継者の不在による廃業も年々増えていることから、廃業に伴う空き店舗の活用や事業承継への対応も急務となっています。

工業分野については、現在、町内に立地している企業への支援・振興が求められています。工業用地の確保や企業誘致は進んでいない状況であり、工業集積は難しい状況にあります。

施策の 基本 方針

商工会を中心に、町内の商工業者の結びつきを深め、既存商工業の基盤強化に取り組むほか、創業支援や事業承継支援に向けた取り組みを行います。さらに他産業とも連携を図ることで、商工業を中心とした本町の産業全体の活性化に取り組みます。同時に、地域資源を活用した新たな産業の創出を目指します。

また、工業においては、各種有効な情報提供等を行い、町内中小企業の育成支援に努めます。

主な 施策

1 商工業の経営基盤強化

- 県や商工会と連携し、町内企業の経営安定化に向けて、経済的支援や情報提供を行います。
- 自然環境をはじめとした本町の強みを活かすことができる企業の誘致を推進します。
- 町内企業に対し、中小企業退職金共済制度の活用や、商工業者振興資金の利用を促進します。

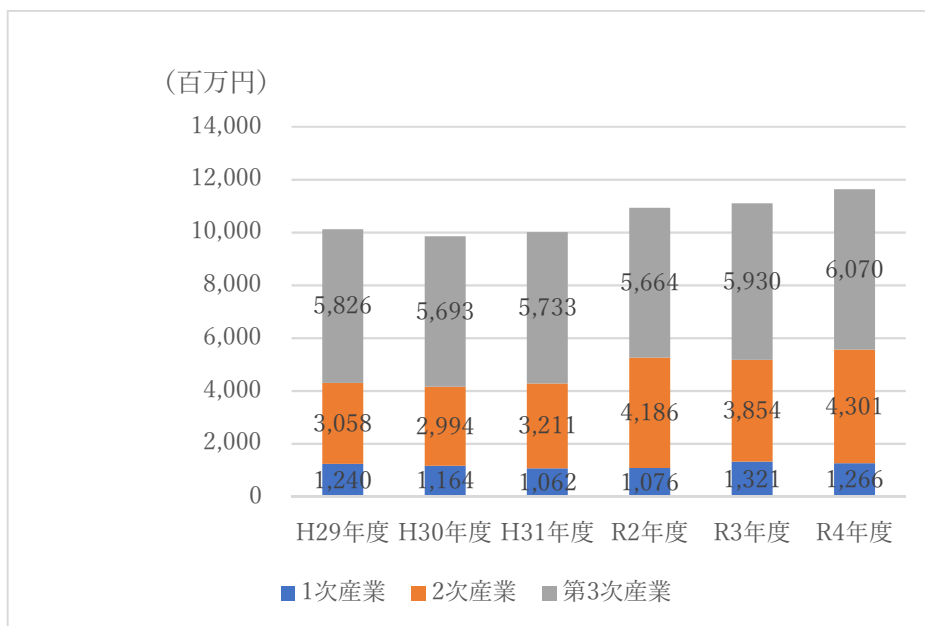
2 後継者・担い手の育成、雇用対策

- 商店街の各店舗について、経営の安定化・活性化を支援します。
- 雇用の確保のため、商工業者に対する経済的な支援体制の確立を図ります。また、新規開業支援事業等の活用により、住民の起業の促進を図ります。
- 事業後継者の育成・支援を行います。
- 空き店舗等を活用した支援や企業誘致を検討します。
- 商工会等と連携し、イベントやキャンペーン等を通じた町内企業・地元商店の活性化を図ります。
- 高齢者向けの移動販売の実施、地域に密着した魅力ある店舗づくりやサービス向上等の支援体制の充実を図り、活性化対策を検討します。

3 特産品開発・6次産業化の推進

- 基幹産業である農林業等と連携し、地域資源を活用した特産品の開発や販売など、6次産業化へ向けた取り組みを行います。

産業別生産額の推移



資料：市町村内総生産

関連指標

特産品の開発数

基準値
(令和2年)

累計 0 件

現状値
(令和6年度)

累計 7 件

目標値
(令和12年)

累計 40 件

方向性
▶増加

基本目標 2

魅力・活力を生み出す

4 観光の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

九州の中央に位置する本町は、九州各県からのアクセスがよいという地理的条件を活かし、鞍岡地域の「五ヶ瀬ハイランドスキー場」、桑野内地域の「五ヶ瀬ワイナリー」、三ヶ所地域の「Gパーク」を核とし、各地域の資源を発掘し、それらを活かした観光振興を行っています。観光は町の地域資源を町外へアピールする重要な機会の一つであり、近年増加しているインバウンド需要を取り込むことを視野に、今後産業としてのさらなる発展を目指すことが重要です。

町では現在、自然や農業を核とする体験型ツーリズムに力を入れており、イベント開催の有無に関わらず、年間を通じて交流・関係人口が増え、地域活性化に資するよう取り組んでいます。

しかしながら、春の枝垂れ桜・秋の紅葉など、豊かな自然環境の観光資源としての活用が不十分であることや、町全体としての観光振興の方向性の統一が不十分であることなど、課題が残されています。

なお、各地域資源は、地域住民や観光客によりその新たな価値が見出されてきています。今後は各地域間の連携を深め、住民協働型の地域資源発掘と情報発信、観光のまちづくり意識の向上を図りつつ、経済面での波及効果を生み出していくことが重要です。

施策の 基本 方針

本町の豊かな自然、歴史、文化、人情味あふれる人間性等の恵まれた資源をより魅力的にするため、官民一体となって観光拠点や地域資源の磨き上げを図ります。さらに、世界農業遺産認定を踏まえ、自然との共生を意識した五ヶ瀬型観光を確立し、広域組織と連携を図りつつ、積極的にPRを図ります。

また、観光協会の機能強化や受け入れ体制の強化、観光イベントの充実等により観光業の発展を推進します。

本町の各地域の観光資源を拠点として、町内全域を一体とした観光振興を目指し、地域経済の発展と雇用の創出を図ります。

交流人口の増加を目指すため、体験型ツーリズム事業による都市住民や国内・国外教育旅行の誘致を進め、農林商工業等の産業分野・福祉分野との連携を図りながら地域振興につなげます。

主な 施策

1 住民との協働による観光の魅力向上

- 「五ヶ瀬ハイランドスキー場」「五ヶ瀬ワイナリー」「Gパーク」等、主要な観光拠点の魅力向上を図ります。
- 町のイメージとなる特産品づくりを推進します。
- 町内の主要な観光拠点を起点とし、地域経済の活性化を図ります。
- 農家や関係機関との連携を強化し、自然や農作業等を組合わせた体験型ツーリズムの振興を図ります。

2 観光客の流入促進・受け入れ態勢の充実

- 世界農業遺産認定による知名度を活かした観光PRに取り組みます。
- 九州中央自動車道や九州新幹線の活用を見据え、近隣自治体と連携した情報発信に取り組みます。
- 観光協会と連携し、多くの人に五ヶ瀬町の観光資源について興味を持ってもらえるよう、メディアやSNS【※1】等を活用した効果的なPR方法を検討します。
- 増加する外国人観光客に対応するため、案内板・パンフレット等の多言語化や、多言語に対応できる仕組みを検討します。
- 農村民泊に対応できる農家数の増加を図ります。
- 観光施設や観光ルートにおける案内表示板（サイン）の計画的な配置や、アクセス道・駐車場等の整備を行います。
- ふるさと納税やファンクラブ等を通じ、町外の人が本町に関心を高める取り組みを行います。

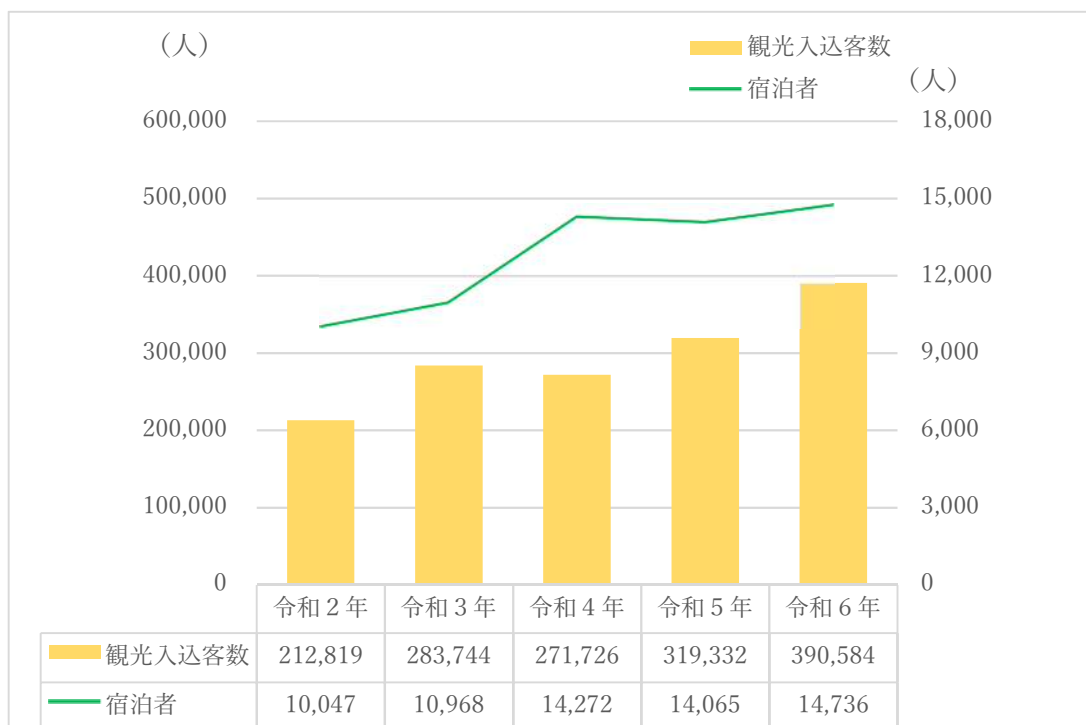
3 観光推進体制の強化

- 本町の観光資源を効果的に発信するため、観光協会を中心とした観光団体の活動の活性化を促進するとともに、推進体制の整備を図ります。
- 関係市町村、関係団体との連携を強化し、広域的な観光資源の有効活用を促進します。
- 官民連携での観光資源の掘り起こしや、独創的な視点による観光振興を促進します。

【※1】SNS…「Social Networking Service」の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。

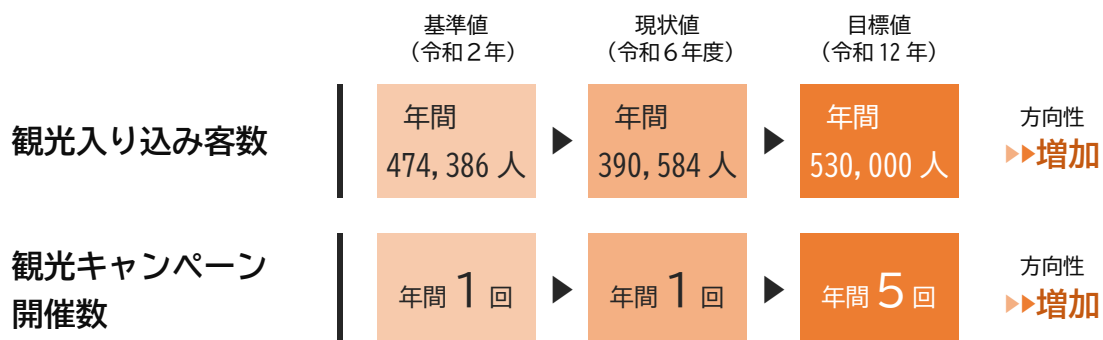


■ 観光入込客数の推移



資料：観光動向調査

関連指標





五ヶ瀬ワイナリー（団体ツアー）



特産センターごかせ（野菜売場）



基本目標 2

魅力・活力を生み出す

5 就労・雇用の促進

対応する
SDGs



現状 と 課題

転入人口の増加や若年層の定住に向けて、町内での就労の場のさらなる確保が必要となってくる中、町内には第二次産業・第三次産業の継続的な雇用の場が少なく、大量雇用につながるような企業も少ない現状にあります。

一方、農業や林業の新規の就労者・後継者は不足しており、UIJ ターン人口の確保や就労希望者のマッチングを促進していく必要があります。

また、働く意欲のある高齢者の雇用機会の確保や、生活と仕事との両立など、時代の変化に対応した労働環境の整備が求められています。

そのため、今後は若年層の就労機会の増加に向けた取り組みに加え、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に向けた取り組み、冬期の雇用の場の拡大等、幅広い労働力の確保と労働機会の創造に向けた取り組みが求められています。

施策の 基本 方針

本町の特性を活かした農林業・畜産業をはじめとする産業と連携し、地域の発展に寄与する継続性のある事業の創出による雇用の増加を図ります。郷土料理の提供や農業体験など、地域資源を活かした活動を通して宿泊業の活性化を図ります。就労ニーズの的確な把握をさらに進め、担い手等の確保を促進します。就労の場を確保することにより、本町に住み、働く魅力を発信して人口流出を抑制し、UIJ ターンの促進につなげていきます。

また、九州中央自動車道の延伸による恩恵を活用し、国・県の施策と連携しながら、雇用就業機会の創出や企業誘致を図ります。

第3セクターは、五ヶ瀬町でしか生産することのできない高品質な製品やサービスの生産拠点であることから、観光客のさらなる増加や、新たな販路の開拓により、経営の安定化を進める他、地産地消による地域の経済活性化と雇用の安定化を図ります。

主な 施策

1 雇用の場づくりの推進

- 商工会と連携し、町内企業に対して、雇用創出や事業承継等についての支援を行います。
- 農林業や観光業といった、本町を代表する産業の事業拡大・創出による雇用の拡大を図ります。
- 就労の場を確保することにより、UIJ ターンの増加を図ります。
- 障がいのある人が安心して働けるよう、企業への就労支援を行います。
- 自然環境をはじめとした本町の強みを活かすことができる企業の誘致を推進します。

2 人材確保・育成の推進

- 本町で働く魅力を発信し、UIJ ターンを促進します。
- 商工会と連携して新規創業・異業種参入を支援し、産業の活性化や雇用の創出を図ります。
- 就労者のスキルアップを目的とした研修会等の充実に努めます。

3 第3セクターの安定運営

- 第3セクターである「五ヶ瀬ワイナリー」「五ヶ瀬ハイランド」は、五ヶ瀬町でしか生産することができない高品質な製品やサービスを提供し、町の産業を牽引する基盤産業であることから、経営の安定化を目指し、観光客の誘致や販路拡大につながる PR 活動を行うことにより、雇用の安定化を図ります。

4 ワーク・ライフ・バランス^{【※1】}の向上

- 誰もが仕事と暮らしを両立できるよう、労働環境の改善に向けた指導・啓発を行います。
- 男女に関わりなく、職場で育児休暇や介護休暇を取得できるよう、事業所等への啓発を行います。

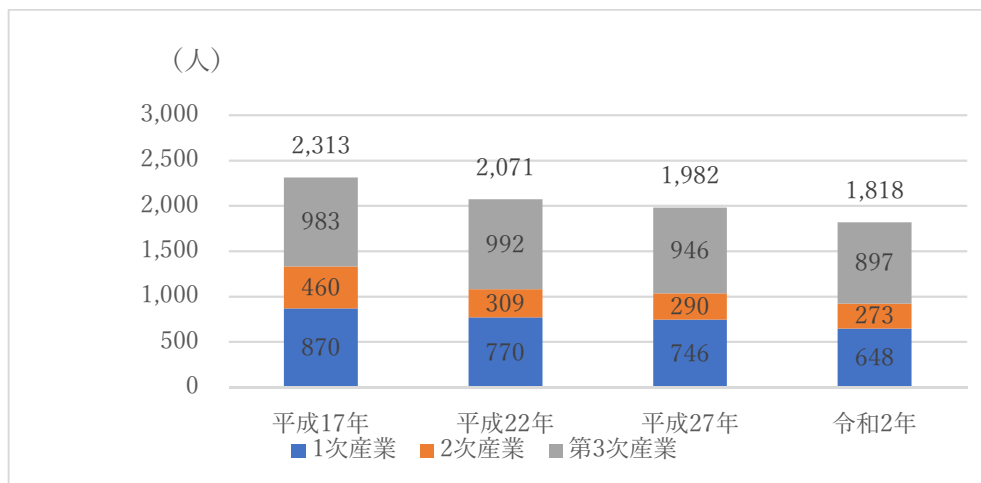
【※1】 ワーク・ライフ・バランス…働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。



■ 就業人口の推移

就業人口の総数をみると、令和2年には1,818人となっており、平成17年から令和2年にかけて495人の減少となっています。

産業別にみると、第一次産業と第二次産業の就業者数の減少が顕著であり、平成17年から令和2年にかけて第一次産業は222人、第二次産業は187人の減少となっています。



資料：国勢調査

関連指標

町内事業所数
(経済センサス)



第3章

基本目標 3

地域で支えあい、 健康で生涯 元気に暮らす

施策の分類	主な施策
1 地域福祉の充実	住民が互いに支えあう地域づくりの推進 相談支援体制の構築 生活に困難を抱える人への支援
2 高齢者福祉の充実	地域包括ケアシステムの構築 高齢者の生きがいづくり・健康づくりの推進 認知症高齢者に対する支援の充実
3 障がい者福祉の充実	障がい者福祉サービスの充実 障がい者が安心して暮らせる共生社会の形成
4 子育て支援の充実	子育て支援環境・サービスの充実 妊娠期から切れ目ない支援の推進 児童福祉・子どもの貧困対策の推進
5 健康づくりの推進	各種健診の実施 住民が主体的に健康づくりに取り組む地域づくり 年金保険の充実
6 安心な医療体制の確保	地域医療体制の充実 広域での医療体制の整備

基本目標 3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

1 地域福祉の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町では年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしていくために、住民、関係団体、事業所、社会福祉協議会及び行政等が連携し、助け合い・支え合いの取組を互いに協力して行いながら各種施策に取り組んでいます。

福祉に対するニーズは多様化・複雑化しており各種相談件数の増加や対応が困難なケースも存在することから、相談・支援対応が長期化する傾向にあります。

施策の 基本 方針

人間性豊かな五ヶ瀬だからできる助け合い等の特性を活かし、住民、関係団体、事業所、社会福祉協議会及び行政等が「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携し、地域全体で力を合わせて行動していくことを目指します。

時代の変化に伴い、複雑化する地域課題に的確な施策を実施し、地域福祉分野における持続可能なまちづくりを推進しながら、住民そして地域全体のウェルビーイング【※1】の向上に取り組んでいきます。

主な 施策

1 住民が互いに支えあう地域づくりの推進

- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等が増えている現状を踏まえ、住民が隣近所に声かけ等を行うなど、見守り支えあう地域づくりを推進します。
- 地域福祉を推進する主体となる民生委員・児童委員の活動を住民で支えあい、担い手の確保に努めます。
- 住民に対し、ボランティア活動等への参加を呼びかけ、地域活動への参加意識や福祉意識の醸成を図ります。
- 地域住民やNPO法人等と連携し、地域交流の場づくりや居場所づくりを進めます。

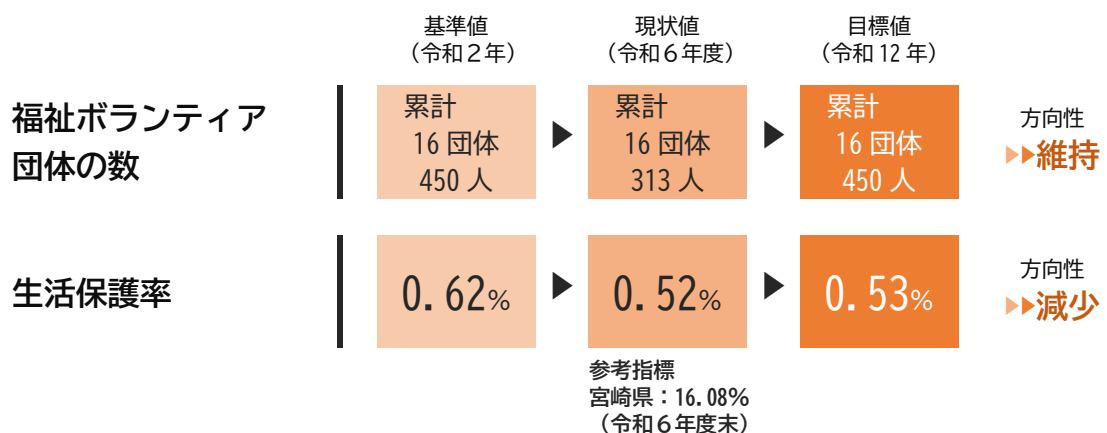
2 相談支援体制の構築

- 住民の相談や地域の困りごとに対し、特定の分野の専門的な知識や技術を持つ「専門機関」をはじめとする関係機関とのネットワーク構築を図ります。
- 個々の支援を通じて明らかになった地域課題への対応について、地域全体で連携して検討し、相談・支援体制を構築します。
- 表面化しない困りごとに対し、アウトリーチ【※2】による相談支援を行います。

3 生活に困難を抱える人への支援

- 障がいや貧困等、様々な要因で生活に困難を抱える人に対し、社会福祉協議会と連携して相談支援や経済的支援を行います。
- 虐待やDV【※3】の被害者に対する支援や保護を行います。
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺の未然防止に向け、相談支援の充実や関係機関との連携強化を図ります。
- 成年後見制度【※4】の利用に関する周知・啓発を行います。
- 移動支援や買い物弱者対策を行います。
- 緊急通報システムの運用を図ります。
- 更生保護【※5】を分かりやすく周知し、支援活動を行います。

関連指標



- 【※1】**ウェルビーイング**…身体的・精神的・社会的に満たされた状態のことを指し、短期的幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと。ひとりひとりが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取巻く地域や環境、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態のこと。
- 【※2】**アウトリーチ**…「外に手を伸ばす」ことを意味し、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。
- 【※3】**DV**…「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。
- 【※4】**成年後見制度**…知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分とされる人々を対象に、契約を結ぶ時の支援や財産の管理等権利の保護を行う制度。
- 【※5】**更生保護**…個人の自立更生と社会の安全・安心を守るために、犯罪や非行をした人が地域社会で立ち直り、再犯しないように支援（生活保護、就労支援及び住居の提供）する活動。



基本目標3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

2 高齢者福祉の 充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町では高齢化が進行し、高齢化率は、46.4%（令和7年4月1日現在）となっており、高齢者が心身ともに健康で地域社会の一員として活動でき、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会の形成が必要となっています。

本町の介護保険事業においては、平成12年に介護保険制度が創設されて以来、20年以上が経過した今、限られた**地域資源**【※1】等を最大限に活かしながら、適正な事業運営を行っています。

健康寿命【※2】の延伸を目的に、介護予防サポーターを養成し、サポーターによる介護予防運動教室は令和5年の鞍岡地区での開始を皮切りに、令和6年からは桑野内地区、令和7年からは三ヶ所地区でも実施しています。

今後も高齢者の健康づくりを推進し、要介護者の増加を抑制していくことが必要です。

また、少子高齢化に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加しており、見守りや日常生活支援、介護予防への取組がこれまで以上に重要となっています。介護・医療・福祉の専門職だけでなく、関係団体や地域住民による支え合いの取組が進められている一方で、取組状況には地域差があり、担い手の人材不足や地域の実情に応じた支援体制の整備が課題となっています。こうした中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、**地域包括ケアシステム**【※3】の深化と、介護予防や生きがいの充実が必要となっています。

施策の 基本 方針

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化と充実を図り、医療・介護・福祉・生活支援が一体的に提供される体制の推進を進めます。同時に、高齢者が地域でいきいきと過ごすことができるよう、高齢者の健康づくりや生きがいを推進します。

また、介護等担い手側の労力軽減等を図るために、介護現場におけるデジタル技術の積極的な活用を進めます。

主な 施策

1 地域包括ケアシステムの深化と充実

- 地域包括支援センターを中心として、関係機関との連携をさらに強化し、高齢者が必要な支援を適切に受けられる体制整備を図ります。
- 独居高齢者や高齢者世帯の増加に対応するため、訪問支援を継続し、緊急時や支援が必要な世帯への早期対応に努めます。
- 地域包括ケアシステムの深化に不可欠な高齢者等の移動支援については、コミュニティバスや集落支援員による移動支援、移動販売事業のほか地域資源を活用しながら、地域に適した新たな支援体制の構築を目指します。
- 人材確保のため、資格取得支援や介護予防サポーターの養成を行い、地域を支える人材の育成に努めます。

2 高齢者の生きがいづくり・健康づくりの推進

- 介護予防教室やサロン活動の活性化【※4】により、介護予防やフレイル予防の取組を推進します。
- 居場所【※5】活動の活性化により、地域の交流の場を広げ、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- 働く意欲のある高齢者に対し、自身の能力を活かすことができる就労の場や、スキルを身に付ける機会を提供します。
- 介護予防サポーターの養成や、地域の特性を生かした介護予防教室・サロン・居場所等の通いの場の支援を通じて、高齢者が主体的に健康づくりに取組む環境を整えます。
- 関係機関と連携し、健康づくりや介護予防を一体的に推進するとともに、高齢者の社会参加や活躍の機会を創出し、生きがいづくりを支援します。

3 認知症高齢者に対する支援の充実

- 認知症ケアパス【※6】の普及を促進し、認知症に対する正しい知識の啓発や、認知症への対応方法等の周知を図ります。
- 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を中心に、早期相談・早期支援体制の充実を図ります。
- 認知症サポーター【※7】養成講座や、認知症の人と家族の交流の場の開催などにより、地域における理解促進と支援の輪を広げます。
- 関係機関との連携を強化し、医療・介護・地域が一体となった支援体制を整えることで、認知症の人とその家族が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

【※1】 **地域資源**…様々なサービスや施設、人材や支え合いの組織等のこと。

【※2】 **健康寿命**…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

【※3】 **地域包括ケアシステム**…高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、「介護」「介護予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に切れ目なく提供される仕組み。

【※4】 **サロン**…高齢者が地域で集い、体操や健康づくり、レクリエーション等の活動を行う場。

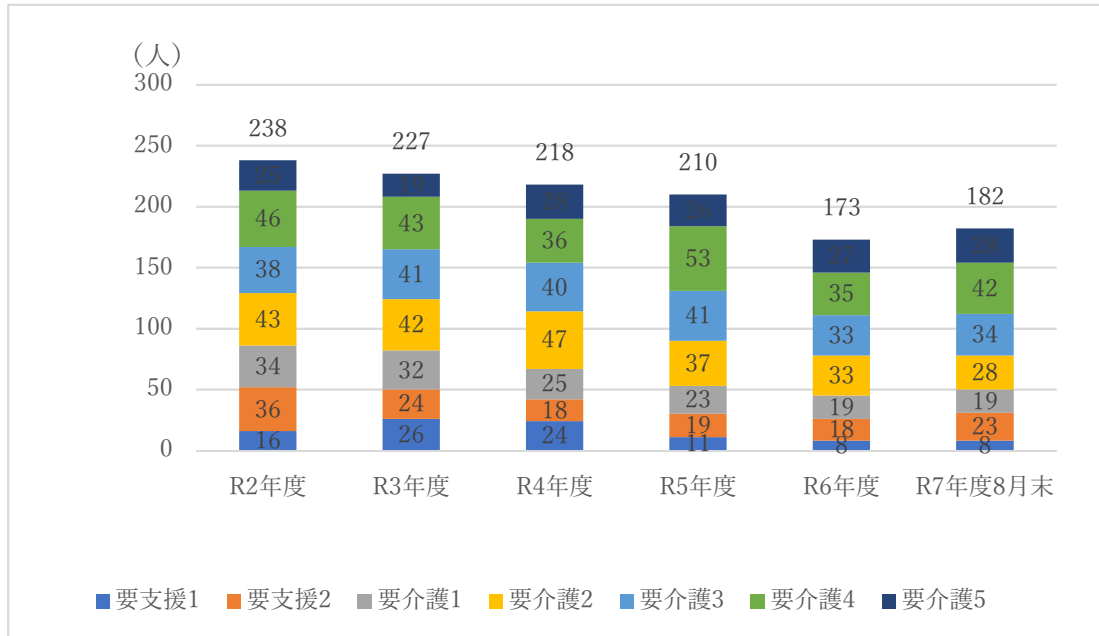
【※5】 **居場所**…地域住民が主体となって運営参加を行い、誰でも参加し、活動や交流をすることができる場。

【※6】 **認知症ケアパス**…認知症の方やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、どこでどのような医療や介護サービスを受ければよいかを表したもの。認知症の人や家族からの相談の際などに活用される。

【※7】 **認知症サポーター**…認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、応援する人のこと。

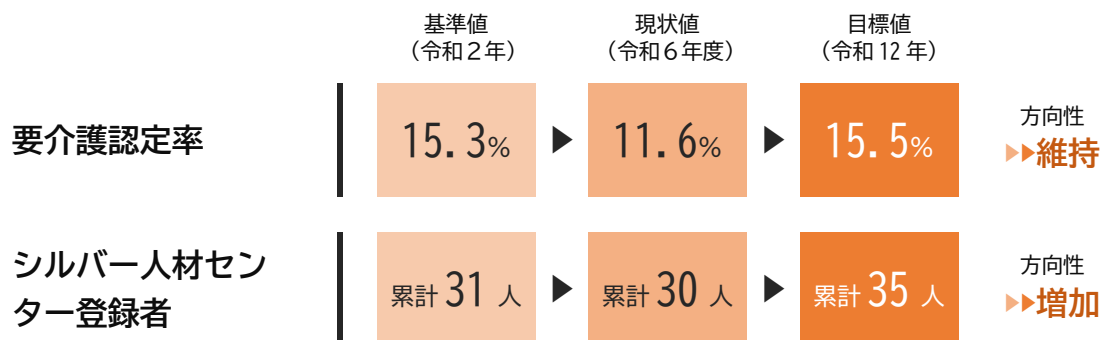
■ 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者総数は令和2年をピークに減少し、令和7年度（8月末時点）では182人となっています。内訳をみると、要介護4・5の認定者数は横ばいで推移している一方、要支援・要介護1・2の認定者数が減少傾向にあります



資料：地域包括ケア「見える化」システム

関連指標





コミュニティ食堂の様子



移動販売の様子



基本目標3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

3 障がい者福祉の 充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町では年齢や性別、障がいの有無に関わらず、「誰もがお互いの存在を認め合い、人間としての尊厳を尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができる町」を目指し、地域福祉の核である社会福祉協議会を中心に町、福祉作業所、医療機関、民生委員・児童委員等で連携を図りながら各種施策に取り組んでいます。

共生型福祉施設「ぬくもり」は、高齢者、障がい者及び地域住民が交流できる「交流エリア」を有しています。生活支援ハウスでの共生を含め、障がいを持つ人が日常において地域の人と活動できる機会の創出が求められています。

また、就労継続支援B型作業所「NicoRon」では、障がいの有無に関わらず一般企業等で働くことが難しい人に対して、働く場所を提供し、職場定着や一般就労を目指す支援を行っています。

さらに、社会福祉協議会に相談支援専門員を配置し、障がいがある人の福祉に関する様々な問題について、本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、必要な支援を行うとともに、自立支援や地域移行支援等について関係機関と連携し、必要な援助を行う事業として「相談支援事業」を行っています。

施策の 基本 方針

すべての障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、生活支援の充実とサービス提供を図ります。

障がい者に対する理解を深めるため、啓発を行うとともに、障がい者が地域の一員として参加できる地域社会の形成を目指します。

主な 施策

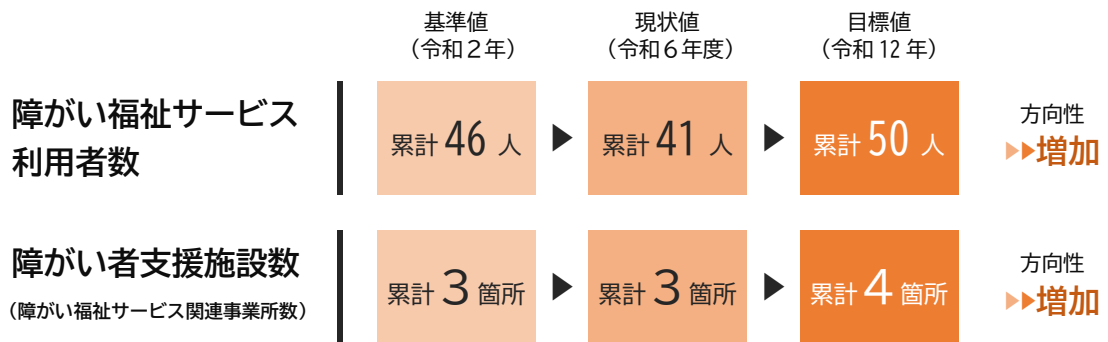
1 障がい者福祉サービスの充実

- 障がい者を適切な支援につなぐことができるよう、障がい者・児サポートセンターをはじめとした相談支援体制の充実を図ります。
- 障がい者に対し、適切な福祉サービスを提供できるよう、サービス内容の充実や関係機関での連携強化を図ります。
- 障がい者の就労の場の確保や職業訓練の実施など、障がい者に対する就労支援の充実を図ります。

2 障がい者が安心して暮らせる共生社会の形成

- 障がいの有無に関わらず、誰もが交流できる機会や拠点の充実を図り、障がい者の社会参加を促進します。
- 障がい者への理解の促進や差別解消に向けて、住民への意識啓発を推進します。
- 「合理的配慮【※1】」の考え方に基づき、公共施設のバリアフリー化や、障がい者が利用しやすい行政サービスの提供に努めます。
- 保育所や教育機関等と連携し、療育・発達支援の充実を図ります。
- 障がい者に対する虐待の早期発見・未然防止に努めます。
- インクルージョン【※2】の理念の具現化を図ります

関連 指標



【※1】合理的配慮…障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

【※2】インクルージョン…性別、年齢、国籍、障がいの有無及び性的指向などの多様なバックグラウンドを持つすべての人々がそれぞれの個性と能力を尊重され、組織や社会の一員として受け入れられ、十分に活躍できる状態や取組。



基本目標 3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

4 子育て支援の 充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町における子育て支援は、妊娠期から出産を経て、子育てに至る一連の支援策として、出産祝金、ブックスタート・ウッドスタート、不妊治療助成及び妊産婦健康診査交通費助成等に取り組んでいます。少子化が加速する中、子どもは本町の宝であることから、子育て支援を重要な福祉施策として推進しています。

本町では、2箇所の公立保育所を運営しており、155人の定員に対し、令和7年4月時点で77人の子どもたちが通っています。その他、県内外の近隣自治体の保育所・認定こども園を1人の子どもが利用しています。

子育て支援センターでは、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育て世帯が孤立しやすくなる傾向があることから、親の不安感や負担をやわらげるため、乳幼児と保護者が気軽に集い、交流し、相談できる場を提供しています。子育てに関するニーズを的確にとらえ、引き続き子育て支援の充実を図る必要があります。また、令和8年4月からは、「こども家庭センター」を拠点に、妊娠期からこどもの自立まで、子育てに関する様々な相談に一体的に対応していきます。母子保健と児童福祉の両方の機能を併せ持つことで、地域に密着して情報提供や啓発を行い、子育て生活をサポートするとともに、地域全体で子育てを支えていく体制を整備します。

令和元年5月には「五ヶ瀬教育グランドビジョン」が制定され、幼児から高齢者までが、生涯にわたって互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造、循環型教育システムへの取組がなされています。そういった中で、保育所と小学校の連携を強化し、小学校に入学する親子の不安等を最小限に抑えられるよう、取り組みを進めています。

施策の 基本 方針

「こども基本法」や「こども大綱」を基本に、地域全体でこども・若者を見守り、育てていくこと、そして、子育て家庭を支えていくことで未来を担うこども・若者の育成を行います。また、多様化する保護者のニーズに対応した子育て支援の環境整備を行います。あわせて、子育て支援センターの利用促進を図るとともに、住民全体で子どもたちを見守る環境づくりに取り組みます。

こども家庭センターを中心に母子保健分野と子育て支援分野の両面から、保護者の妊娠、出産、育児に対しての悩みや不安を和らげることができるよう、様々な支援や若者育成支援に取り組めます。

さらに、保育所から小学校への就学が円滑に行われるよう「五ヶ瀬 A.S.カリキュラム」に沿って、保育と学校教育間の連携・相互支援を進めます。

主な 施策

1 子育て支援環境・サービスの充実

- 保護者等のニーズに対応した、多様な保育サービスの充実を図ります。
- こども家庭センターを拠点に、これまで以上の相談支援の充実や相談窓口の周知を図ります。
- 子育て支援センターを中心に、子育て家庭と地域の交流機会の創出等を図ります。
- 放課後の子どもの居場所として設置している「放課後子ども教室」について、地域住民と連携した運営や活動の充実を図ります。
- 保育所から小学校への就学が円滑に行われるよう、保育所と学校の連携を強化します。
- 児童の安全確保に向け、家庭、地域、保育所、行政が相互に連携し、「子ども・子育て会議」の場等における情報共有及び見守り等を行います。
- 地域での交流活動や、読み聞かせ等を行うボランティアの育成支援を進めます。

2 妊娠期から切れ目ない支援の推進

- こども家庭センターを中心に、妊娠から出産、子育てまで、幅広い相談対応や情報提供を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。
- 妊婦・乳幼児健康診査や、乳児がいる家庭への全戸訪問を通して、妊産婦及び幼児の健康状態の把握に努めます。

3 児童福祉・子どもの貧困対策の推進

- こども家庭センターを中心に、虐待や貧困、ひきこもり等の相談支援の充実を図ります。
 - 児童福祉制度の利用促進を図ります。
 - ひとり親家庭に対する相談支援や経済的支援の充実を図ります。
 - 児童虐待防止ネットワークの推進により、虐待の早期発見・未然防止に努めます。
-



■ 保育所の状況（令和7年4月現在）

町内2箇所の保育所で保育を実施しています。2箇所の定員数の合計155人に対し、令和7年の入所者は0～2歳児を含めて77人となっています。

保育所名	定員 (人)	入所者数(人)	
			うち0～2歳児数
五ヶ瀬中央保育所	110	64	30
鞍岡保育所	45	13	3
計	155	77	33

資料：福祉課

関連 指標

	基準値 (令和2年)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年)	方向性
子育て支援センター の利用人数	—	1,491人	1,500人	▶▶維持
子育て環境の支援や 満足度	—	39.1%	55.0%	▶▶増加



子育て支援センター



保育園児



基本目標3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

5 健康づくりの 推進

対応する
SDGs



現状 と 課題

わが国は健康寿命が世界一の長寿社会となっており、いわゆる「人生100年時代」を迎えています。その一方で、ストレスによる健康状態の悪化や生活習慣病等、多様な健康課題に対し、幅広い世代を対象にした対策が求められています。

健康は住民すべての願いであり、本町ではこれまで乳幼児から成人、高齢者まで、すべての住民を対象に、健康増進のために各種健診や健康教室、母子保健活動等の保健事業を地域全体で展開してきました。しかし、世代に応じた健康づくりの推進、生活習慣病の予防、認知症・寝たきり等の予防の必要性が増しているため、健康寿命の延伸という視点から、重症化予防・介護予防を重視した取り組みの推進が求められています。

また、保健分野においては、専門的知識を要することから人員と予算が限られているため、住民参加型による保健事業の進め方を検討していく必要があります。

施策の 基本 方針

「自分の健康は自分で守る」をキーワードに住民が元気でいきいきと暮らせるよう、特定健診をはじめ、後期高齢者健診、各種健診事業を推進するとともに、保健・医療・福祉が連携して住民の健康づくりを支援します。

住民が自身の健康に関心を持ち、自ら生活習慣を改善することで、疾病を予防できるよう支援するとともに、元気なうちから住民が主体的に健康づくりに取り組もうと思えるような保健事業を推進します。

主な 施策

1 各種健診の実施

- 各種健康診査等の実施により、疾病の早期発見と予防を進めます。
- 各種健診の受診率の向上を図ります。
- データヘルス計画【※1】に基づき、住民の健康状況の把握と分析を進めます。
- 各種健診の実施における関係機関との連携を強化します。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行うことで、より効果的な高齢者の健康づくりを進めます。

2 住民が主体的に健康づくりに取り組む地域づくり

- 健康づくりや生活習慣病予防、食育に関する知識の普及・啓発に努め、住民の健康づくり意識の向上を図ります。
- 幼児期から生涯にわたって健康を意識した生活を送ることができるよう、保育所や学校等と連携を図りながら健康づくりを行います。
- 出前健康教室の開催を通して、住民の主体的な健康づくりを促進します。

3 保険・年金の充実

- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険については、安定した運営を持続するため、県及び関係機関と連携を図りながら、収納率の向上や医療費の適正化など、健全な運営に努めます。
- 国民年金制度の周知徹底を図るとともに、相談業務の充実に努めます。

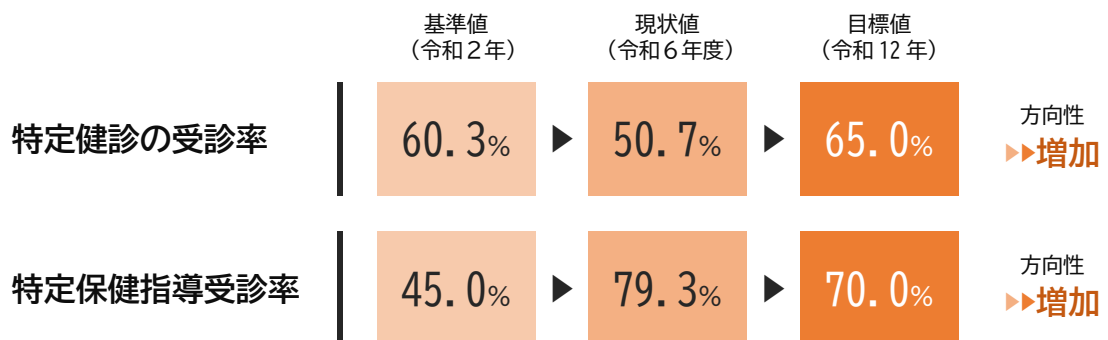
■ 特定健診の状況

特定健診の受診率をみると、令和5年度では51.1%となっており、令和2年度の55.9%から4.8%低くなっています。特定保健指導の対象者は、令和5年度では35人と受診者の約10%となっており、また、令和5年度の特定保健指導の実施率は85.7%となっています。

単位	特定健診			特定保健指導		
	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者数(人)	終了者数(人)	実施率(%)
令和2年度	827	462	55.9	55	33	60.0
令和5年度	671	343	51.1	35	30	85.7

資料：第3期データヘルス計画

関連指標



【※1】データヘルス計画…住民の健康保持増進に向け、特定健診等のデータを活用し、データ分析による住民の健康課題の把握や、課題の改善に向けた取り組みを示す市町村計画。



基本目標 3

地域で支えあい、健康で
生涯元気に暮らす

6 安心な医療体制 の確保

対応する
SDGs



現状 と 課題

人口減少、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、病院（病床・外来）機能及び医療資源の効率的活用が求められています。

本町の医療施設は五ヶ瀬町国民健康保険病院（国保病院）のみであり、地域医療構想に基づき令和6年4月に西臼杵広域行政事務組合に病院事業を移管し、西臼杵医療圏域における公立病院の医療連携を強化しました。同時に、一般病床を36床から32床に、介護療養病床18床を介護医療院に転換しました。病院事業を移管した後も引き続き、熊本大学大学院生命科学研究部と高千穂町国民健康保険病院から常勤の医師と非常勤の医師の派遣を受けて医療体制を維持しています。また、行政と連携した公衆衛生事業を実施しているほか、救急病院の指定を受け地域の二次救急を担い、三次救急は延岡市や熊本県の高次医療病院と連携しています。

国保病院では、全国的な医師不足及び医師の偏在が続く中、西臼杵医療センターを中心として熊本大学への継続派遣や自治医科大からの新規派遣等の要望活動を行い、常勤医師の確保対策に取り組んでいます。病院施設は、平成10年の新築後27年が経過し、施設設備に係る維持改修経費が増加しています。また、令和2年には電子カルテを導入し、業務の効率化が図られましたが、次の更新時期が近づいているなど、計画的な施設の営繕管理と医療機器の更新が求められています。

今後も、地域医療構想に基づいた適正な病床機能と病床数への対応が重要となります。また、日常的な健康管理による生活習慣病などの予防、そして早期発見・早期治療、介護予防・介護まで、住民が身近な地域に必要な医療を受けることができる地域包括ケアシステム体制の確立が必要です。

施策の 基本 方針

これまでの施策方針を踏襲しつつ、延岡西臼杵地域医療構想調整会議からの提言を受け、西臼杵医療センター3公立病院間での適正な病床機能と病床数の検討を行い、地域の医療ニーズに合う診療体制を構築します。

病院施設及び医療機器においては、更新計画を立て施設の補修や機器の入替えを行い、継続的な地域医療の提供を図っていきます。

主な 施策

1 地域医療体制の充実

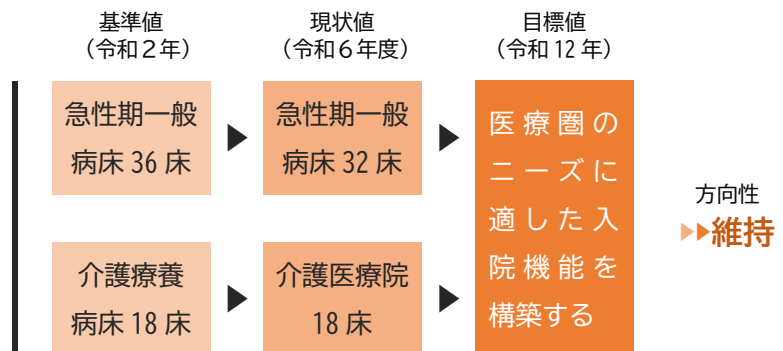
- 町、病院、社会福祉協議会、介護施設が相互に連携し、入院医療から在宅ケアまで、包括的かつ円滑に対応できる医療体制を整備します。
- 適正な病床機能及び病床数の検討を行い、ニーズに適した医療体制を構築します。
- 医療人材の確保に向け、大学病院医局、宮崎県への働きかけによる医師の確保や、地域医療を担う医師を養成するための臨床研修医の研修受け入れを行います。
- 病院施設及び医療機器の更新計画を策定し、計画的な運営を図ります。
- 特定健診をはじめ、各種公衆衛生事業の拡充を図ります。

2 広域での医療体制の整備

- 地域医療構想に基づき、今後も西臼杵医療センターとして3公立病院間の医療連携を図ります。
- 近隣の**高次医療病院**【※1】との連携強化を図ります。

関連 指標

西臼杵地域完結型医療機能を確立するための病床機能転換と再編



【※1】**高次医療病院**…病院はその規模や機能によって、「一次医療機関（外来診療によって患者の医療を担当する医療機関。かかりつけ医、日常生活での軽度のけがや病気に対する医療を提供する診療所など。）」、「二次医療機関（入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院。）」、「三次医療機関（二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院。）」の三つの区分でとらえることができる。高次医療病院とは、上記の三区分のうち、二次医療機関や三次医療機関を指す。



第4章

基本目標 4

豊かな 人・心を 育む

施策の分類	主な施策
1 学校教育の充実	学校教育の充実 郷土教育・地域と連携した教育の推進 時代の変化に対応できる人材の育成 よりよい教育環境の整備
2 社会教育の充実	生涯学習・各区公民館活動の促進 人材の育成及び協働の推進 青少年教育の推進 社会教育施設の整備 生涯の学びと暮らしに役立つ読書環境づくりの促進
3 スポーツの振興	地域内スポーツの振興とスポーツ指導力の向上 スポーツ活動を通じた地域活性化 社会体育施設の整備
4 歴史文化の継承と芸術文化の振興	文化財や郷土芸能の保存・継承 芸術・文化活動の振興・交流 歴史資料の保存
5 人権尊重・男女共同参画の推進	人権についての教育・啓発の推進 人権擁護の推進と相談支援体制の充実 男女共同参画の推進

基本目標 4

豊かな人・心を育む

1 学校教育の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町では現在、小学校4校と中学校1校が設置されていますが、児童生徒数の減少により小学校4校が複式学級を有する状況です。

教育の取り組みについては、平成31年度に改訂した「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を通して、幼児から高齢者までが生涯にわたり互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型の教育システムを構築することで、五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくりに取り組んでいます。

教育環境については、計画的に整備を行っていますが、老朽化が進んでいる学校もあるため、令和6年度に改訂の長寿命化計画を基にした長期的な整備を行う必要があります。また、遠方の児童・生徒の通学のため、引き続きスクールバスを運行していく必要があります。

情報教育環境については、国が進める GIGA スクール^{【※1】} 構想事業を活用し、令和2年度に児童生徒1人1台の端末整備と各学校の Wi-Fi 環境整備、令和7年度においては端末の更新を行い、ICT 技術のさらなる活用に取り組む必要があります。

施策の 基本 方針

「五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくり」を目標に、小規模校の特性を活かした教育と魅力的な教育環境づくりを行います。児童生徒の心豊かな人間性や社会性を育み、個性を活かしつつ、確かな学力を身につけるとともに、社会の様々な変化に柔軟で主体的に対応できる能力や生きる力、コミュニケーション能力、地域への愛着を育む特色ある教育を推進します。

「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を推進し、学校教育にとどまらず、町全体が結びつきをさらに強め、幼児から高齢者までが生涯にわたって互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型教育システムへの取り組みを行います。

また、児童生徒がより良い環境の中で教育を受けることができるよう、学校教育の環境整備を進めるとともに、今後の児童生徒数等の状況を踏まえて、学校のあり方について検討を行います。

主な 施策

1 学校教育の充実

- 児童生徒一人ひとりに応じた学力の向上と、児童生徒への幅広い学びの提供を推進します。
- 各学校における「豊かな体験活動の充実」を図り、多様な価値観にふれる機会や交流を通して、社会性や豊かな心等、非認知的能力を育むことができる学校教育を推進します。
- 学校教育を通して、児童生徒がたくましく生きるための基礎となる、健康づくりや体力づくり推進します。
- 学校と保育所が連携をとり、子どもの発達段階ごとの特徴を踏まえた教育を実施します。
- 小・中学校と情報を共有し、不登校・いじめの未然防止に努めます。
- 宮崎大学との連携協定による自治体と学校と教育機関の相互協力の下、**G授業**【※2】のさらなる充実や教員の確保に努めます。
- 情報化社会の進展、学校教育におけるDX推進の中で子どもたちの**情報リテラシー**【※3】の向上、情報モラルの育成を目指し、五ヶ瀬町情報教育推進計画の整備を進めます。

2 郷土教育・地域と連携した教育の推進

- 「五ヶ瀬町教育グランドビジョン」を推進し、学校や地域が一体となって、生涯学び続けることができる地域づくりを推進します。
- 本町の魅力について知る郷土教育を地域と連携して推進し、児童生徒が町に対して抱く愛着や誇りを育成し、将来的に「五ヶ瀬に貢献したい」と考える児童生徒の育成を図ります。
- **コミュニティ・スクール**【※4】の仕組みを活かし、学校運営協議会を中心に、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む体制を整備します。
- 児童・生徒の健全育成のため、地域全体で子どもたちを見守り、地域活動の参加の呼びかけや、学校運営への地域の参画を図ります。
- わくわくランチサービス等、学校給食を活用した児童生徒と地域住民との交流の促進を図ります。
- 地域や家庭が連携し、青少年教育や幼児の保護者を含めた家庭教育を推進します。
- 学校行事やオープンスクール、G授業等を通じて開かれた教育課程の実現を目指します。

【※1】 **GIGA スクール**…GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略。令和元年（2019）に文部科学省が発表した、学校教育におけるICT環境整備についての構想。全国の小中高校などで高速大容量の通信ネットワークを整備し、児童生徒1人1台のパソコン・端末の普及を目指すもの。

【※2】 **G授業**…五ヶ瀬町独自の集合学習の形態。4つの小学校の児童が集まり、4つの小学校の先生方が指導者となり、授業を行う。保育所から中学校3年まで、年間計画に沿って、豊かな体験活動を中心に授業を展開し、年間各学年10回程度実施している。

【※3】 **情報リテラシー**…情報を正しく使いこなし、社会や個人に役立てるための力のこと。

【※4】 **コミュニティ・スクール**…学校と保護者や地域住民が協働し、学校運営に意見を反映させる仕組み。



3 時代の変化に対応できる人材の育成

- 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを重視し、変化する社会の中で、自らの知識や思考力、人間性を最大限に発揮できる「生きる力」を育むことができる学校教育を推進します。さらに Society5.0 に対応できる教育環境の充実に取り組みます。
- 学校教育における情報教育の推進や、児童生徒の ICT 活用能力を育むとともに、教職員の ICT を活用した指導力の向上を図ります。
- 英検の無償化やデジタル教材の導入を促進し、外国語教育の充実に図り、国際的な感覚を養うとともに、グローバルに活躍する人材の育成に努めます。
- **五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金**^{【※1】}を活用し、児童生徒海外派遣事業、奨学金事業、芸術・文化体験事業、教育現場支援事業に取り組み、本町から世界に羽ばたく人材の育成や郷土愛を育む教育を進めます。

4 よりよい教育環境の整備

- 子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、また、災害時の緊急避難場所として機能するよう、学校施設の補修・整備、維持管理を実施します。
- 登下校の子どもに向けた通学路の安全確保に努めます。
- 学校施設の開放と利活用を図ります。
- 開かれた学校づくりを推進する中で、地域や保護者等の声を学校経営に活かすために、令和3年度より学校運営協議会を町内すべての学校に設置し、コミュニティ・スクールを導入します。
- 教職員の資質向上を図るとともに、学校における働き方改革を推進します。
- 特別支援教育の充実に図るために、関係機関と連携を図りつつ、県が推進するエリアサポート事業を有効活用し、教職員の資質向上に努めます。
- 学校給食の充実に図り、子どもたちの健全な発達を促進します。
- 遠方の児童生徒が通学に利用するためのスクールバスの運行を継続し、保護者の負担軽減を図るとともに、安全な運行確保に努めます。

【※1】 **五ヶ瀬町佐伯勝元教育基金**…五ヶ瀬町の学校教育及び社会教育の振興のため、五ヶ瀬町出身の佐伯勝元氏からの寄付金を基にして設置された基金。

■ 小中学校の学級数及び生徒数（各年4月現在）

小学校の生徒数の推移をみると、令和7年では116人で、平成22年から令和7年にかけて、140人の減少となっています。中学校の生徒数も同様に減少しており、令和7年では56人で、平成22年から令和7年にかけて64人の減少となっています。

学校名	平成22年		平成27年		令和2年		令和7年	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
	(学級)	(人)	(学級)	(人)	(学級)	(人)	(学級)	(人)
坂本小学校	6	43	4	34	4	34	3	25
三ヶ所小学校	6	106	6	72	7 (特1)	60	4	50
上組小学校	6 (特1)	54	4 (特1)	37	4 (特1)	15	4 (特1)	12
鞍岡小学校	6 (特1)	53	4	30	5 (特1)	41	4	29
小学校計	24	256	18	173	20	150	15	116
五ヶ瀬中学校					4 (特1)	65	5 (特2)	56
三ヶ所中学校	3 (特1)	87	3	84				
鞍岡中学校	3 (特1)	33	3	20				
中学校計	6	120	6	104	4	65	5	56

※「三ヶ所中」と「鞍岡中」は平成28年4月に「五ヶ瀬中」として統合
 ※表中の（特）は特別学級数を示す

資料：教育委員会



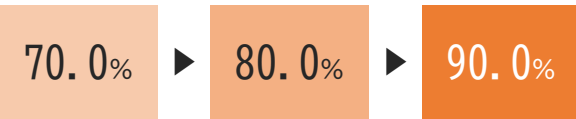
関連指標

「全国学力・学習状況調査」「みやざき小中学校学力調査」における全国比・県平均値との比較



方向性
▶▶増加

五ヶ瀬教育グランドビジョンにおける「学校教育」領域の達成度



方向性
▶▶増加

学校に対する満足度
(学校評価制度に係る保護者アンケート)



方向性
▶▶増加



G授業の様子（ブドウの販売）



わくわくランチ（児童生徒と地域住民の交流）



基本目標4

豊かな人・心を育む

2 社会教育の充実

対応する
SDGs



現状 と 課題

社会教育は生涯にわたる学習機会の提供や、地域社会の連帯感の醸成という重要な役割を持つことから、青少年から高齢者までを対象に、幅広く事業を進めていく必要があります。そのため、公民館組織、青年団組織、PTA・教育振興会等との連携・協調を積極的に推進するとともに、自主的な活動を展開できるように、それぞれの分野でのリーダー育成と組織体制づくり、多くの住民が楽しみながら参加できる事業の考案等が求められます。

生涯学習については、町による活動支援を実施していますが、今後は幅広い住民の参加を促進し、活動のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、社会教育の推進を図るには、活動の拠点となる社会教育施設等が重要な役割を果たすことから、計画的な整備・改修を行っていく必要があります。

特に、図書館は社会教育の中核を担う施設ですが、本町の図書室は五ヶ瀬町町民センターの一角に設置されており、図書館としての機能が十分でないことから、図書館機能の充実を図る必要があります。

施策の 基本 方針

幼児から高齢者まで生涯にわたり、互いに関わり合いながら学び続けることのできる地域創造・循環型教育システム「五ヶ瀬教育グランドビジョン」を通じて、個々に適した生涯にわたる学習の場を提供するとともに、地域・学校・家庭が一体となって豊かな心や深い郷土愛を育てていきます。

また、住民の身近な学習の場、交流の場として、生涯学習の拠点となる社会教育施設等の充実を図ります。

主な 施策

1 生涯学習・各区公民館活動の促進

- 各区公民館の自主的な社会教育活動への支援を行います。
- 生涯学習関係団体・組織の育成とネットワークの形成を図ります。
- 生涯学習講座の充実に向け、情報の収集や指導援助体制の充実を図ります。
- 五ヶ瀬町自然の恵み資料館を活用し、様々な企画展を展開します。

2 人材の育成及び協働の推進

- 各区公民館長の研修充実を図ります。
- 公民館組織、青年団組織及びPTA・教育振興会等と連携・協働し、人材の育成を図るとともに、多様な人材が活躍できる場を創出します。

3 青少年教育の推進

- 青少年育成組織の活動や、地域活動の充実を通して、健全な青少年育成を推進します。
- 郷土教育の充実と教材の作成・活用を図ります。

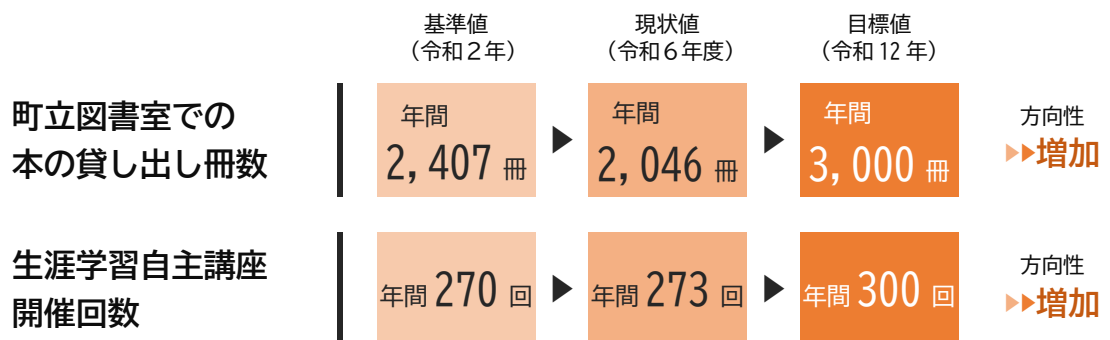
4 社会教育施設の整備

- 社会教育施設の改修及び適正運営を図り、安全で有効な活用を促進します。

5 生涯の学びと暮らしに役立つ読書環境づくりの促進

- 図書館機能の充実を図り、多様化する住民のニーズに応えることができる図書館を目指します。
- 宮崎県が推進する「日本一の読書県」づくり等を踏まえ、「生涯読書活動」を推進します。
- 「五ヶ瀬町読書活動推進計画」に基づき、住民の読書活動の推進を図ります。
- 移動図書カー「ごかせブックライン KITORASU（きとらす）」の運行を継続し、住民の読書活動を推進します。

関連 指標



基本目標4

豊かな人・心を育む

3 スポーツの振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町ではスポーツの振興施策として、体力づくりバレーボール大会、ソフトボール大会、町民駅伝競走大会及び小学生ロードレース大会を毎年開催しています。また、スポーツをより身近なものとするために、五ヶ瀬町スポーツ協会を中心に各種事業を展開し、スポーツに親しむ場の創出を図っているほか、スポーツ推進委員やコミュニティスポーツ推進員の確保・育成に努めています。

今後も、より多くの住民が気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや生涯スポーツに取り組める環境づくりが必要です。また、**ニュースポーツ**【※1】やレクリエーション活動における指導者の育成も課題となります。

施策の 基本 方針

「世界共通の人類の文化」であるスポーツを起点として、住民一人ひとりの健康増進を深めるとともに、子どもから高齢者までが自らに適した運動を楽しめる環境づくりに努めます。また、施設環境の充実や指導力の向上を促し、スポーツの「楽しさ」や「喜び」を誰もが味わうことができる機会の創出を進めます。

「G-パーク」合宿受け入れ協力会を中心に、住民及び関係機関と連携した受け入れ体制の強化・充実を図るとともに、施設老朽化に伴う改修を計画的に行い、HP や広告等により情報を発信するなど、さらなる合宿環境づくりに努めます。

主な 施策

1 地域内スポーツの振興とスポーツ指導力の向上

- 子どもから高齢者まで、誰もが自身に適した運動を楽しめるスポーツ環境づくりに努めます。
- スポーツを通じた住民一人ひとりの体力づくり・健康づくりを促進します。
- スポーツ推進委員やコミュニティスポーツ推進員の確保・育成に努め、資質の向上を図ります。
- ニュースポーツやレクリエーション活動の指導者育成や、普及を図ります。
- スポーツ少年団をはじめとした各種スポーツ団体への指導力向上に努め、「スポーツで輝くことのできる五ヶ瀬町」の実現を目指します。
- スポーツ協会の機能充実を図るとともに、各競技団体・組織等の強化と連携を強め、競技力向上やスポーツ活動の普及・振興に努めます。
- 姉妹町である北海道新得町発祥の「フロアカーリング【※2】」を通じた交流を図ります。

2 スポーツ活動を通じた地域活性化

- G-パークでの合宿受け入れや、スキー場利用者の宿泊促進に向けた体制整備を行い、宿泊業や飲食業を中心とした地域経済の活性化を図ります。
- 各学校体育館や荒踊の館等、既存施設を利用した合宿の受け入れを検討し、町内の受け入れ体制の拡充を図ります。
- 本町の自然環境を有効活用できるトレイルラン【※3】やクロスカントリー競技等の誘致を推進します。
- 令和9年度実施の第81回国民スポーツ大会「相撲」競技開催地としての成功に向けた、施設整備、ボランティアの確保及び意識醸成等を図ります。

【※1】 ニュースポーツ…競い合うことよりも誰でも気軽にすぐ楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。

【※2】 フロアカーリング…北海道上川郡新得町生まれのニュースポーツ。季節や天候に左右されない室内競技で、木製のターゲットを的にキャスター付きの木製のフロッカーを送球し、得点を競うもの。子どもからお年寄りまで、男女を問わず誰でも手軽に楽しめるスポーツ。

【※3】 トレイルラン…トレイルとは登山道や林道などを意味し、場所の高低に関わらず、舗装されていない主に山などの自然の中を走るアウトドアスポーツ。



3 社会体育施設の整備

- 各種社会体育施設について、多くの人に利用してもらうため、計画的な整備・改修を行うとともに、備品等の充実を図ります。
- G-パーク内芝生の養生期間を設定し、維持管理コストの縮減を図ります。
- 各種大会の実施に向けた施設整備を行います。

関連 指標

	基準値 (令和2年)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年)	
スポーツ施設 利用者数	年間 23,528人	▶ 年間 21,051人	▶▶ 年間 28,000人	方向性 ▶▶増加
スポーツ事業等 参加者数	年間 1,576人	▶ 年間 921人	▶▶ 年間 2,000人	方向性 ▶▶増加
合宿受け入れ団体数	年間 59 団体	▶ 年間 28 団体	▶▶▶ 年間 100 団体	方向性 ▶▶増加



国スポに向けた取組（相撲）



木地屋別館（スポーツ合宿への対応）



基本目標 4

豊かな人・心を育む

4 歴史文化の継承と 芸術文化の振興

対応する
SDGs



現状 と 課題

昨今、人々の生きがいづくりや心の豊かさの向上が求められており、文化活動に対する重要性がますます高くなっています。

町が支援する文化協会においては、舞台部門、作品部門の合同発表会を開催し、芸術・文化振興を図っています。また、本町には国指定の重要無形民俗文化財「荒踊」【※1】をはじめ、神楽、棒術、団七踊りなどの郷土芸能が各地に伝承されており、地域の行事とともに次世代へと伝えられています。

しかしながら、過疎化や高齢化に伴う人口減少により、新たな担い手を確保することが難しく、これが地域の課題となっています。さらに、情報化社会の中で、地域の歴史文化・芸術に関する情報の発信が求められています。

また、個人で所有する歴史資料等の一部は自然の恵み資料館で保管されていますが、町内には多くの歴史資料があり、今後の保存・管理を検討する必要があります。

施策の 基本 方針

本町には「九州島発祥の地」というかけがえのない歴史があり、また国指定の公園や郷土芸能をはじめ、県指定・町指定の有形・無形の文化財が数多く所在します。これらの貴重な歴史・文化遺産を保存するとともに、未来へと継承する担い手を育成します。

さらに、地域を越えた積極的な文化活動を推進し、本町の魅力ある歴史・文化を広く情報発信します。

主な 施策

1 文化財や郷土芸能の保存・継承

- 郷土芸能を保存・継承していくため、保存会における後継者の育成を支援します。
- 郷土芸能に関する資料の整備保存、衣装用具の更新を支援します。
- 各地区における伝統行事やイベントを継続的に実施できるよう支援します。
- 文化財保存調査委員会の活動を推進します。
- 文化財の県・国による指定に向けた取り組みを推進するとともに、指定史跡・文化財の保護・管理に努めます。
- 未指定文化財については調査を行い、指定文化財への検討を行います。
- 文化財や郷土芸能の情報を、町のホームページ等を活用し町内外へ発信します。
- 町内史跡・文化財・地域資源マップの作成を行い、観光ルートの整備に活用します。
- 学校での教材等を活用し、子どもたちへの文化教育を推進します。
- 他地域との文化・郷土芸能の交流を積極的に支援します。

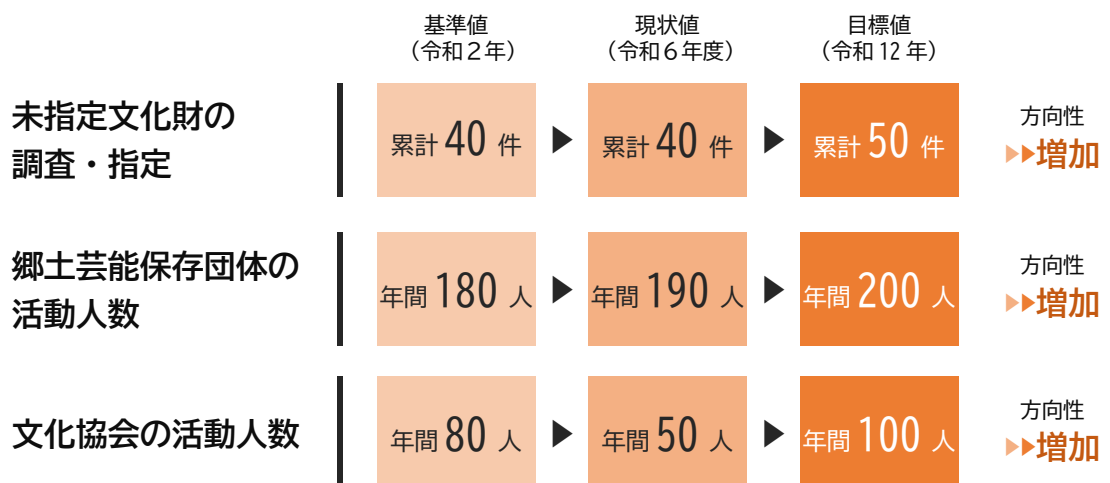
2 芸術・文化活動の振興・交流

- 文化協会と連携し、芸術・文化の振興を推進します。
- 芸術・文化活動の振興・交流のための機会創出に努めます。
- 五ヶ瀬町自然の恵み資料館を活用し、様々な企画展を展開します。

3 歴史資料の保存

- 保存期間を経過した町の公文書等や音声データ、映像データを歴史資料として保存活用するとともに、保存施設を整備します。
- 令和5年に編集した「五ヶ瀬町史 続編」について、広く利活用を図ります。

関連 指標



【※1】「荒踊」…令和4年(2022年)11月30日、「五ヶ瀬の荒踊」を含む24都府県の国指定重要無形民俗文化財41件から構成される民俗芸能「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録。

基本目標4

豊かな人・心を育む

5 人権尊重・男女共同参画の推進

対応する
SDGs



現状 と 課題

人権は誰もが幸せに暮らすために、保障されている権利です。そのため、あらゆる差別や人権侵害を解消し、性別に関わらず個人として尊重される社会の実現を目指す必要があります。

本町では、学校教育における人権教育の一環として、差別・いじめをテーマにした人権教室を実施しており、幼少期からの人権教育を推進するとともに、多様な選択を可能とする教育と学習を充実させています。今後は、家庭・地域・職場等において、男女共同参画、多文化共生、ハラスメント【※1】防止等についての教育・学習・研修等を行い、啓発を進めていく必要があります。

現在、町では男女共同参画社会づくりの一環として、住民向けの研修会や講演会を開催し、庁内においても各種研修会を実施しています。また、地域においては男女共同参画推進委員の活動を充実し、男女共同参画の推進を図っています。

SDGsにおいても「ジェンダー平等」が目標として掲げられている中、ジェンダー平等や女性活躍を社会に浸透・定着させていくためには、幅広い層の世代が関心を持ち、協力していくことが不可欠です。若者、女性、高齢者、外国人を含めた多様な人材の能力を最大限に引き出しながら、より一層の周知と活動の充実を図る必要があります。

施策の 基本 方針

様々な人権問題の存在を周知し、正しい知識を身につけることで、人権における偏見を排除し、人権意識を高めていきます。そのために、人権教育・啓発に関する基本計画に基づき五ヶ瀬町人権教育基本方針及び人権教育推進計画を策定します。

幼少期から人権尊重に関する正しい知識を得ることができるよう、学校教育と社会教育の面から、人権尊重に望ましい価値観を醸成し、よりよい人間関係を構築するためのコミュニケーションスキルの習得を目指した施策を推進します。

また、誰もがありのままの自分を表現することができ、自身の個性が尊重される社会の実現を目指すとともに、男女がともに働きやすい環境の整備と人材育成、登用機会の均等を推進します。

五ヶ瀬町男女共同参画基本計画の基本理念である「共に 認め合い 自分らしく 笑顔あふれるまち」を合言葉に、お互いを尊重し合い、支えあいながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会をつくり、すべての住民が、笑顔あふれて自分らしく、いきいきと暮らすまちづくりを進めます。

主な 施策

1 人権についての教育・啓発の推進

- 多様な人権問題について、地域社会や職場等、様々な場所や機会において正しい知識を周知・啓発し、住民の人権意識向上を図ります。
- 幼少期からの人権教育を推進し、人権・同和問題の正しい理解に向けた教育・啓発活動を進めます。
- 多文化共生やLGBTQIA+^{【※2】}等、近年新たに課題として考えられるようになった人権等に関する諸課題について、正しい知識や考え方の啓発を行います。

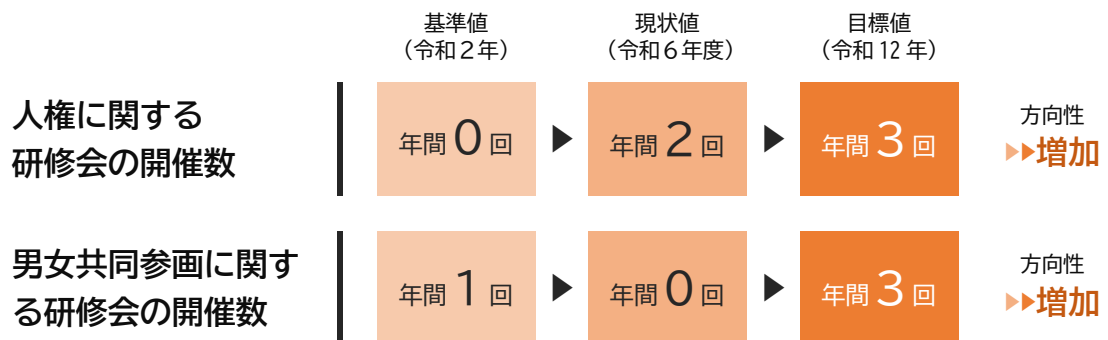
2 人権擁護の推進と相談支援体制の充実

- 人権擁護委員による相談体制の充実を図ります。
- 不当な差別や職場等でのハラスメント、DV等の暴力・虐待、学校でのいじめなど、人権問題の早期把握に努めます。

3 男女共同参画の推進

- 職業生活における男女の均等な雇用機会と待遇の確保及び女性の活躍推進を促進します。
- 家庭、学校、職場、地域等に対して男女共同参画意識の啓発活動を進めます。
- 職場における育児、介護休業等の定着促進を図ります。
- あらゆる分野における政策決定過程への女性の参画拡大を図ります。
- ワーク・ライフ・バランスの実践を促進します。
- 持続可能な組織を創る女性リーダーの育成を図ります。

関連 指標



【※1】 **ハラスメント**…相手に不快感や実質的な損害を与える言動の総称。相手に対して優位な立場にあることに起因する「パワーハラスメント」や、相手に対して性的な嫌がらせを行う「セクシャルハラスメント」等が挙げられる。

【※2】 **LGBT**…Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）、Questioning（クエスチョニング、自分の性のあり方を探求中の人）、Queer（クィア、性的少数者の総称）、Intersex（インターセックス、身体的特徴が男女の典型に当てはまらない人）、Asexual（アセクシュアル、無性愛者）、+（プラス、上記に含まれない他の多様な性のあり方）の頭文字を組み合わせた表現のこと。



第5章

基本目標 5

持続可能な まちづくりを 推進する

施策の分類	主な施策
1 効率的な行財政運営	効率的な行政運営の推進 健全な財政運営の推進と財政基盤の確立 土地の有効活用 職員資質の向上 ICTを活用した行政サービスの推進
2 持続可能な地域づくりの推進	持続可能な地域社会の形成 コミュニティ施設の整備 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進
3 情報化社会の構築	情報通信基盤の整備 行政の情報化の推進 広報・広聴の充実 情報教育・啓発の推進

基本目標5

持続可能なまちづくり
を推進する

1 効率的な行財政 運営

対応する
SDGs



現状 と 課題

地方分権の進展により、地方自治体には自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・執行する、自立した行政運営が求められています。

本町ではこれまで「住民参加のまちづくり」を掲げて住民に開かれた行政運営を行っており、行政計画においては、住民ニーズにあった計画の策定と遂行に努めています。また、その計画の進捗評価を行い、事務作業の効率化や行政サービスの質の向上につなげています。

また、自治体業務におけるICTの活用が全国的に推進されています。本町においても、事務処理の電子化やマイナンバーの活用等による効率的な行政運営・住民サービスの向上に努めています。

財政運営については、行財政改革や町有財産の売却、事業費の見直しを進めるなど、財政の立て直しを図り、比較的安定した財政運営を進めていますが、大規模事業等の実施に伴う財源確保と将来的に安定した財政運営を図る必要があります。

人事における人材確保と職員資質の向上については、人口減少社会において主体的に活躍できる職員の育成や、専門知識やスキルを有する人材の適正確保について検討する必要があります。

施策の 基本 方針

財政状況は厳しい状況ですが、多様化する住民ニーズや社会情勢の変化に対応した行政機能の構築が必要です。行政においては、分権型社会の実践形として地域課題の解決に向け独自の工夫を凝らし、地域を元気にさせる体制づくりや、分権改革提案機能充実のための人材育成を図ります。

財政においては、統一的な財務書類による財政分析を進めつつ、健全な財政運営に活用できる行政経営システムの構築を図ります。

町有固定資産台帳の分析を行い、その有効活用及び適切な処分を実施します。特に宅地の確保に向けた取り組みを実施し、移住・定住の環境整備を行います。

地籍調査の継続に向け、次年度以降の未調査地区には事前に土地の確認や隣接する土地所有者の確認をするよう周知・啓発をし、次期調査遂行の協力を得ます。

課税の公平公正化を図るとともに、課税客体の把握に努めることで、税収確保のための滞納整理を効果的に行います。

公金管理においては、適正な管理を行いつつ、基金を活用し、収益性を見極めた資金運用を進めます。また、町税等収納対策及び行政サービスの一環として、町税等のコンビニ収納^{【※1】}を行います。

主な 施策

1 効率的な行政運営の推進

- 総合計画に基づいた「まち・ひと・しごと総合戦略」を推進するとともに、施策評価等を行い、効率的な事業実施を促進し、その結果について、住民への情報公開を行います。
- 住民にとってわかりやすく、利用しやすい行政サービスの提供に努めます。
- 近隣自治体との広域連携により、**スケールメリット**【※2】を活かした情報共有やサービスの充実を図ります。
- 姉妹町である北海道新得町との交流の促進を図ります。
- 事務事業等について、民間に委託可能であるかの検証を行った上で、積極的な民営化、事業委託等を検討します。
- 町税等について、コンビニ収納を行い、**キャッシュレス決済**【※3】ができるサービスを検討します。
- 公共施設の管理・運営を見直し、民間のノウハウを活かしたさらなる効率化を図ります。
- 行政事務上の区長制度と社会教育上の公民館長制度のあり方や行政事務連絡の効率化の検討を進めます。

2 健全な財政運営の推進と財政基盤の確立

- 統一的な財務書類の作成により、町財政の分析（**経常収支比率**【※4】等）を進めつつ、行政経営システムの構築を行います。
- 公有財産の見直し・有効活用を図り、健全な財政の運営を図ります。
- 公共施設の維持・運営に必要なコストを分析し、長期的な視点に立った施設管理・活用を進めます。
- **ネーミングライツ（命名権）**【※5】の導入について検討するとともに、使用料や広告料について使用者（利用者）負担の視点から見直しを検討します。
- 産業振興による住民の所得向上や、企業誘致による税収の増加を図り、財政基盤の強化を図ります。
- 税等の収納率向上へ向けて、関係各課による連携を強化し、全庁的な徴収体制を確立します。
- 「第3セクターの経営健全化に関する指針」及び各「第3セクター経営健全化方針」に基づき経営健全化を目指します。
- 五ヶ瀬町応援寄付金額を増額するために、引き続き町の PR を含めた施策研究を行い、一般財源の確保に努めます。

【※1】 **コンビニ収納**…各種物販代金や税金、公共料金等の支払いをコンビニで行うことができるサービス。

【※2】 **スケールメリット**…規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

【※3】 **キャッシュレス決済**…支払い手段として、現金ではなく、クレジットカードや電子マネーなどによる電子的な決済手段を用いること。

【※4】 **経常収支比率**…収入に対する固定費（経常的支出）の割合を示す財政指標。指標が大きいほど収入の多くが経常的な支出に充てられるため、自治体が自由に使える財源が少ない状況を指す。

本町の令和6年度の経常収支比率は97.4%（全国平均93.8%）

【※5】 **ネーミングライツ（命名権）**…自治体を持つ大型の運動施設やホールなどの命名権を企業等が買い取り、企業名や製品名などのブランド名を付けることのできる権利。



3 土地の有効活用

- 町有固定資産台帳の更新を行い、資産分析を進めます。
- 町有固定資産台帳を基に関係各課と情報共有を図りながら、利用・処分を進めます。
- 地籍調査を継続的に実施するにあたり、土地所有者の高齢化や世代交代により所有者が不明確な土地が増えてきているため、GPS や航空写真画像を活用し、調査の完了を図ります。

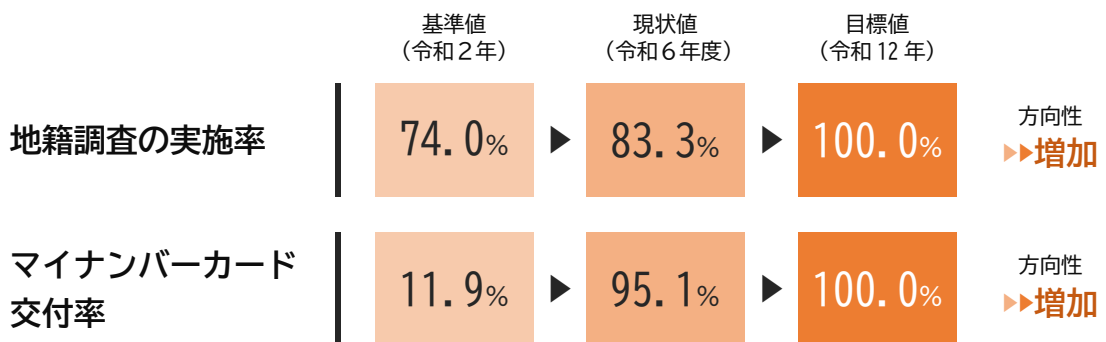
4 職員資質の向上

- 人材育成基本方針の改定を行います。
- 人事評価制度や職員研修を活用した、職員の自己啓発を図ります。
- 職員一人ひとりの、長期的な視点に立った政策形成能力の向上を図ります。
- 地方分権の進展や高齢化の進行などの社会環境の変化に対応できるよう、職員の能力の向上と組織の能力向上を図る職員研修を計画的に実施し、個人と組織の能力向上を同時に図る取り組みを行います。
- 職員の資質向上に向けて、民間や他自治体との人事交流や長期研修の実施を検討します。
- 人材確保の観点と職員が能力を十分に発揮できるよう、ハラスメントのない安心して働くことができる職場環境づくりを行います。

5 ICT を活用した行政サービスの推進

- 紙資料の電子化や、事務事業への ICT の導入を検討し、業務の効率化を推進します。
- マイナンバーカード【※1】の普及に努めるとともに、マイナンバーカードを活用した各種手続きの利便性の向上などに努めます。
- AI、RPA【※2】の導入による業務の効率化及び住民サービスの質の向上を目指します。

関連指標



【※1】マイナンバーカード…各個人のマイナンバーや姓名などの情報が記されたICカードのこと。日本において住民票を有する全員に一人一つの番号を付す社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行に伴い、交付された。

【※2】RPA…「Robotic Process Automation」の略。人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。



職員研修



ふるさと納税返礼品



基本目標5

持続可能なまちづくり
を推進する

2 持続可能な地域 づくりの推進

対応する
SDGs



現状 と 課題

本町の集落は、各地域の川沿いや山間部の狭大な土地に、大小様々な形で点在しています。これまで町道や集落道などの道路網の整備や生活改善センターを建設し、利便性の向上、コミュニティ活動の場の確保に努めてきました。

一方、人口減少・少子高齢化により、地域における互助・共助や、集落の自治機能の維持が困難となってきています。そのため、将来的な人口維持を見据えて、人口獲得に向けた取り組みや、地域を維持していくことができる仕組みづくりを進めていく必要があります。

本町では「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域の人口維持や活力維持に向けた施策を展開しています。今後も地域住民が主体となり、移住・定住人口獲得に向けた地域の魅力づくり・魅力発信を進めることが重要です。

また、高度化・多様化する住民ニーズや、様々な地域課題に対して、行政と住民の適切な役割分担に基づいた地域づくりを進めていく必要があります。

施策の 基本 方針

持続可能な地域社会を実現するため、地域の自主性や個性を活かした住民主体での地域づくりを進め、自助、共助、公助の補完性の原則を基本とした協働のまちづくりの基盤を構築します。そのため、地域が持つあらゆる力を結集する地域づくり協議会を組織化するとともに、地域づくり計画の立案により地域の将来像を共有します。

人口減少に伴い、持続可能な行政区等の組織の運営を目指し、自主的な組織統合・再編も視野に入れながら、地域コミュニティのあり方を検討していきます。

また、地域が置かれている状況を把握し、地域資源の活用や定住を促進するための人材育成や、地域づくりに関する研修会等を通じ、住民との連携を図りながら、将来に向けた協働型地域づくりの展開を図ります。

主な 施策

1 持続可能な地域社会の形成

- まちづくりにおける基本理念を明らかにした「自治基本条例」について情報収集を行います。
- 概ね小学校区に1つの地域づくり協議会を組織化し、住民自治システムの構築を目指します。
- 職員と住民が、ともにまちづくりに関わることができる仕組みづくりを行います。
- 自主的な活動を活性化するため、地域づくりのリーダーなどの人材育成を支援します。
- 買い物や通院などに利用できる、移動支援体系の構築や、地域の拠点形成を推進します。

2 コミュニティ施設の整備

- コミュニティ活動の拠点となる集会施設等について、住民の交流の場として安心・安全に利用できるよう、防災面にも配慮した施設の維持管理を行います。

3 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

- 「五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、行政・地域が一体となり、人口維持に向けた取り組みを推進します。
- 担い手不足の解消を図るため、**関係人口**【※1】創出に取り組み、担い手の確保だけでなく地域の課題解決や将来的な移住者の増加につなげます。
- AI やデジタル技術を活用した地域課題の解決への検討や実践に取り組めます。

関連 指標



【※1】**関係人口**…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。



基本目標5

持続可能なまちづくり
を推進する

3 情報化社会の 構築

対応する
SDGs



現状 と 課題

情報通信処理技術（ICT）の急激な発達やスマートフォンの普及により、あらゆる情報をいつでもどこでも入手することが可能となりました。また、Society5.0の実現に向けて、様々なモノやサービスがインターネットを介してつながるIoT（Internet of Things）技術の普及が全国的に進んでおり、日常生活においても大きな変化をもたらしています。そのため、これらの情報通信網等は、生活において必要不可欠な社会基盤となっています。

本町の情報通信基盤については、地形的な要因で情報通信環境の整備の遅れや情報格差が生じており、地域に応じた情報通信環境の整備が必要となっています。そのため、特に中山間地における難視聴区域及び高速通信網等の整備を行っており、町内全域における光ケーブルの整備の他、防災無線のデジタル化を図っています。

広報・広聴においては、広報「五ヶ瀬」の発行をはじめ、町ホームページや行政事務連絡会を通じて町政情報を発信し、住民に対して細やかな情報提供に努めています。また、ホームページ上での施設の予約や、定期的な行政情報の発信を行います。広聴については、意見交換や情報提供の場として、町政座談会等を実施しています。

今後、住民ニーズを町政に反映するため、広聴機能を活用し、行政と住民の情報・アイデアを共有していく必要があります。また、観光情報や、移住・定住につながる情報発信の手段として、ホームページの他にSNSや動画配信サイト等の活用の検討が必要です。

施策の 基本 方針

情報通信網を利用した行政サービスの充実及び行政が行っていることを周知する広報手段としての充実を図ります。

また、高度化する情報通信技術に対応するため、情報リテラシーの獲得、**情報モラル教育**^{※1}及び情報セキュリティに関する知識を深めるための施策を推進します。

町広報紙・町ホームページ・防災無線等を積極的に活用することにより、行政情報や、その他の住民生活に不可欠な情報の迅速かつ的確な提供に努め、日常生活におけるさらなる利便性の向上を目指します。情報発信については、観光・交流の展開にも必須であることから、戦略的かつ積極的な展開に努めます。

また、議会について、その活動が住民に開かれたもので、かつわかりやすい議論となるよう努めるとともに、より多くの住民が町政に関心を持ってくれるよう、議会報を通じて町政に係る様々な情報や多様な意見を周知していきます。議会報告会についても、より多くの人に参加してもらうよう開催方法の検討を行います。

主な 施策

1 情報通信基盤の整備

- 町内全域に敷設した光ケーブルの維持・管理を支援します。
- 住民による光ケーブルの利用促進に向けて、利用方法の周知や契約方法の説明を行います。
- 観光客による利用や、情報通信処理技術（IoT）の活用を見据えたネットワーク環境整備の推進を検討します。

2 行政の情報化の推進

- 「災害対策情報集約システム」を活用し、行政情報や気象情報、災害情報を速やかに伝達できる環境を整備します。
- 防災無線の効率的な利活用について検討し、「五ヶ瀬町防災行政情報伝達システム」の整備を進め、住民誰もが防災情報を受け取ることができるよう、情報通信基盤の整備を図ります。
- 五ヶ瀬町 DX 推進計画に基づき、行政サービスの効率化や町民の利便性向上に努めます。

3 広報・広聴の充実

- 広報紙や町ホームページ、SNS アプリのさらなる充実や新たな SNS アプリの活用を図り、町政情報の発信を行います。
- 住民参加型の広報企画を連載し、住民が行政施策に関心が持てるよう工夫します。
- 五ヶ瀬町情報公開条例に基づき、適切な情報公開・公文書管理を行います。
- 町政座談会や各種団体等との意見交換会を実施し、住民ニーズの把握に努めます。
- 住民意見を町政に反映する体制づくりを進めます。
- 観光振興や移住・定住の促進に向けて、ホームページ等を活用した PR やシティプロモーション【※3】を推進します。
- 各種報道機関と連携したパブリシティ（広報活動）の拡充を図ります。

4 情報教育・啓発の推進

- 住民の誰もが等しく、安心して情報通信技術による利便性を享受できるよう、情報リテラシーの獲得、情報モラル教育及び情報セキュリティ教育を推進します。

関連 指標



【※1】情報モラル教育…情報社会で適正な活動を行うため、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指導すること。

【※2】シティプロモーション…地域の活性化に向けた様々な取り組みを通して、自治体の知名度向上を図る取り組み。

資料編

Materials

- 策定経過
- 諮問・答申
- 五ヶ瀬町総合計画の施策と
SDGs の 17 のゴールとの関連
- 五ヶ瀬町総合計画審議会条例
- 各種委員名簿

策定経過

年月日	会議等	内容
令和7年 6月13日	第1回策定委員会	後期基本計画策定スケジュールについて
令和7年 9月22日	第2回策定委員会	前期基本計画の達成状況、後期基本計画策定作業について
令和7年 12月5日	第3回策定委員会	後期基本計画（案）について
令和7年 12月24日	第1回総合計画審議会	総合計画審議会への諮問、後期基本計画（案）について
令和8年 2月3日	第2回総合計画審議会	後期基本計画（案）、答申（案）について
令和8年 2月12日	総合計画審議会からの答申	総合計画審議会から答申書の提出
令和8年 3月2日	第4回策定委員会	後期基本計画（案）、議会への上程について
令和8年 3月17日	第1回五ヶ瀬町議会定例会で議決	

諮問・答申

■ 諮問書

五企企発第309号
令和7年12月25日

五ヶ瀬町総合計画審議会
会長 甲斐政國様

五ヶ瀬町長 小迫幸弘

第6次五ヶ瀬町総合計画（後期基本計画）について（諮問）

五ヶ瀬町総合計画審議会条例（昭和45年条例第8号）第2条に基づき、下記のとおり諮問します。

- 1 諮問事項
第6次五ヶ瀬町総合計画（後期基本計画）の妥当性について
- 2 諮問理由
後期基本計画（案）に対する町内の多様な立場・視点からの意見を伺うことで、課題の発見やその実効性を高めることに加え、策定にあたっての透明性及び信頼性を担保するため、貴審議会に諮問いたします。

■ 答申書

令和8年2月12日

五ヶ瀬町長 小 迫 幸 弘 様

五ヶ瀬町総合計画審議会
会長 甲 斐 政 國

第6次五ヶ瀬町総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和7年12月25日付五企企発第309号で諮問のあった第6次五ヶ瀬町総合計画（後期基本計画）について、本審議会において慎重に審議し、妥当であると認めました。あわせて、下記意見を付して答申します。

記

- 1 総合計画が掲げる将来像の実現に向け、引続き本町が持つ「地域資源」の活用、将来を担う「人」の育成及び「持続可能な地域づくり」を進めること。
- 2 国県の動向を的確に捉え、基本計画に基づいた実施計画を策定し、具体的な事務事業の実施及びその進捗管理を行うこと。

五ヶ瀬町総合計画の施策とSDGsの17のゴールとの関連

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
住宅・宅地の整備促進							●		●	●	●	●			●		
道路交通網の充実		●	●				●	●	●		●						
公共交通の充実			●						●	●	●						●
水道の整備			●			●	●		●		●						
自然環境の保全				●		●	●		●		●	●	●	●	●		
消防・防災対策の充実									●		●		●				●
防犯・交通安全の推進				●						●	●	●					●
農業の振興		●						●	●		●	●			●		
林業の振興								●	●		●	●	●	●	●		
商工業の振興				●	●			●	●		●	●					●
観光の振興								●	●	●	●	●			●		●
就労・雇用の促進			●	●	●			●	●	●	●	●					●
地域福祉の充実	●	●	●							●	●						●
高齢者福祉の充実	●	●	●					●		●	●						●
障がい者福祉の充実	●		●	●				●		●	●						●
子育て支援の充実	●	●	●	●	●					●	●						●
健康づくりの推進	●	●	●	●						●							●
安心な医療体制の確保			●							●	●						●
学校教育の充実	●		●	●	●				●	●	●						●
社会教育の充実				●	●					●	●						●
スポーツの振興			●	●				●		●	●						●
歴史文化の継承と芸術文化の振興				●				●			●						●
人権尊重・男女共同参画の推進				●	●			●		●							●
効率的な行財政運営					●			●	●	●	●						●
持続可能な地域づくりの推進			●	●	●			●			●				●	●	●
情報化社会の構築				●					●		●						●

五ヶ瀬町総合計画審議会条例

五ヶ瀬町総合計画審議会条例

昭和 45 年 12 月 23 日五ヶ瀬町条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき五ヶ瀬町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ五ヶ瀬町総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 五ヶ瀬町議会の議長並びに副議長及び各常任委員長
- (2) 五ヶ瀬町教育長職務代理者
- (3) 五ヶ瀬町農業委員会会長
- (4) 五ヶ瀬町公民館長会の会長及び副会長
- (5) 宮崎県農業協同組合高千穂地区本部五ヶ瀬支店長
- (6) 西臼杵森林組合五ヶ瀬支所長
- (7) 五ヶ瀬町商工会会長
- (8) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、また、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年五ヶ瀬町条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表「特別職報酬等審議会委員」の次に次の 1 項を加え以下順次繰下げる。

新総合計画審議会委員	〃	1,100	〃
------------	---	-------	---

附 則(平成 21 年 9 月 28 日五ヶ瀬町条例第 20 号)

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 6 月 11 日五ヶ瀬町条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 7 年 6 月 10 日五ヶ瀬町条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

各種委員名簿

【総合計画審議委員会】

所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
五ヶ瀬町議会議長	甲 斐 政 國	会 長
五ヶ瀬町議会副議長	渡 邊 孝	副会長
五ヶ瀬町議会総務農林常任委員会委員長	甲 斐 義 則	
五ヶ瀬町議会文教福祉常任委員会委員長	矢 野 宏	
五ヶ瀬町教育長職務代理者	寺 本 俊 文	
五ヶ瀬町農業委員会会長	甲 斐 梅 男	
五ヶ瀬町公民館長会会長	長 田 豊 明	
〃 副会長	甲 斐 進	
〃 副会長	岡 田 昭 治	
宮崎県農業協同組合高千穂地区本部五ヶ瀬支店長	菊 池 淳 子	
西臼杵森林組合五ヶ瀬支所長	後 藤 恵	
五ヶ瀬町商工会会長	曾我部 謙造	
五ヶ瀬町高齢者クラブ連合会会長	宮 本 紀 昭	
五ヶ瀬町女性代表（三ヶ所地区）	中 川 恵利子	
〃 （桑野内地区）	浅 井 京 子	
〃 （鞍岡地区）	那 須 美智子	

【策定委員会】

役 職	所 属	氏 名
委員長	町長	小 迫 幸 弘
副委員長	副町長	宮 崎 信 雄
〃	教育長	津奈木 考 嗣
〃	総務課長	北 島 隆 二
〃	町民課長	後 藤 重 喜
〃	福祉課長	山 中 信 義
〃	農林課長	増 永 稔
〃	建設課長	飯 干 良 二
〃	教育次長	垣 内 広 好
〃	議会事務局長	菊 池 光一郎
〃	会計管理者	宮 本 慈 子

【事務局】

役 職	所 属	氏 名
事務局長	企画課長	甲 斐 浩 二
事 務 局	企画課企画政策係長	佐 伯 泰 徳
〃	企画課企画政策係主幹	宮 田 祐 輔

第6次五ヶ瀬町総合計画

後期基本計画

2026 ▶▶▶ 2030

発行：宮崎県五ヶ瀬町

編集：五ヶ瀬町企画課

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670

Tel：0982-82-1717 Fax：0982-82-1720

URL：http://www.town.gokase.miyazaki.jp

